

第3次 千早赤阪村都市計画マスタープラン ～都市計画に関する基本的な方針～

平成28年6月
千早赤阪村

目次

はじめに

序章

序-1	計画の背景	1
序-2	計画の位置付け・目標年度	2
序-3	計画の構成	3

第1章 千早赤阪村の概要

1-1	千早赤阪村の現況	4
1-2	上位計画・関連計画	21

第2章 村民アンケート

第3章 むらづくりの課題

3-1	むらの現状からみた課題	24
3-2	将来のむらづくりに向けた課題	24

第4章 むらづくりの将来像

4-1	むらづくりの姿勢	25
4-2	むらの将来像	26
4-3	将来人口	27
4-4	都市構造	28

第5章 全体構想

5-1	土地利用方針	30
5-2	都市基盤施設の整備方針	32
5-3	自然環境保全の方針	38
5-4	景観形成の方針	40
5-5	市街地整備・地区形成の方針	42
5-6	住環境整備の方針	43
5-7	都市防災の方針	45
5-8	福祉関連施設等整備の方針	46

第6章 むらづくりの進め方

用語解説

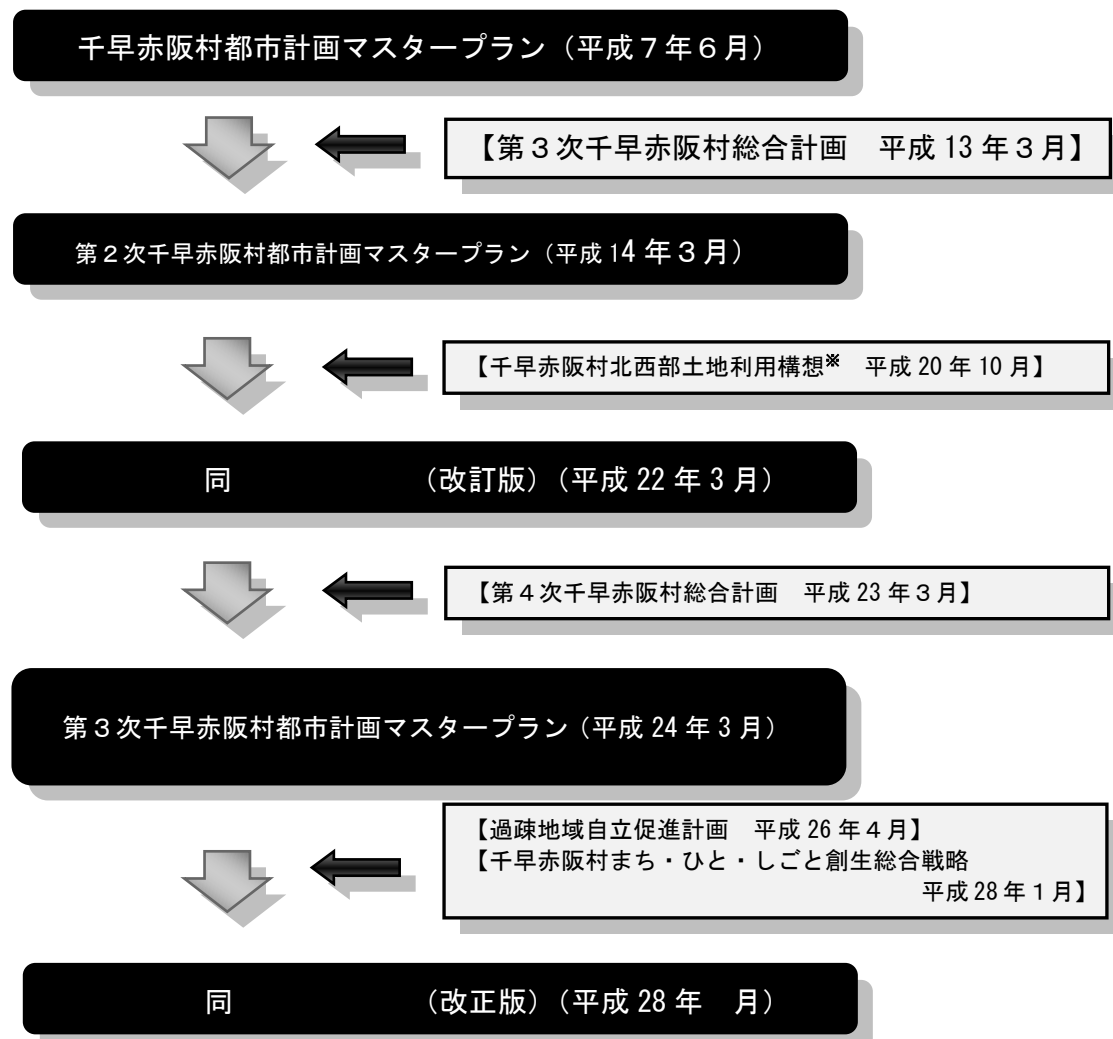
序章

序-1 計画の背景

千早赤阪村都市計画マスタープランは、平成7年6月に第1次計画を策定しましたが、その後、本村をとりまく社会経済情勢の変化や、第3次千早赤阪村総合計画（平成13年3月）の策定を受けて、平成14年に見直しを行い、第2次計画を策定し、さらに平成22年3月に一部改訂を行い、平成24年度に本村のむらづくりの基本となる第4次千早赤阪村総合計画が策定されたことを受けて、第3次千早赤阪村都市計画マスタープランとして策定し、現在に至っています。

今回、平成26年4月に大阪府内で初めて、過疎地域自立促進特別措置法における「過疎地域」として公示されたことを受け、過疎地域の厳しい現状と時代の潮流の変化を的確にとらえ、平成26年度に策定した千早赤阪村過疎地域自立促進計画及び平成28年1月に策定した千早赤阪村まち・ひと・しごと創生総合戦略での魅力あるむらづくりを行うため、千早赤阪村都市計画マスタープランを改正するものです。

■千早赤阪村都市計画のマスタープランのこれまでの流れ



(注)本文中の*印は巻末の用語解説を参照。以下同じ。

序ー2 計画の位置付け・目標年度

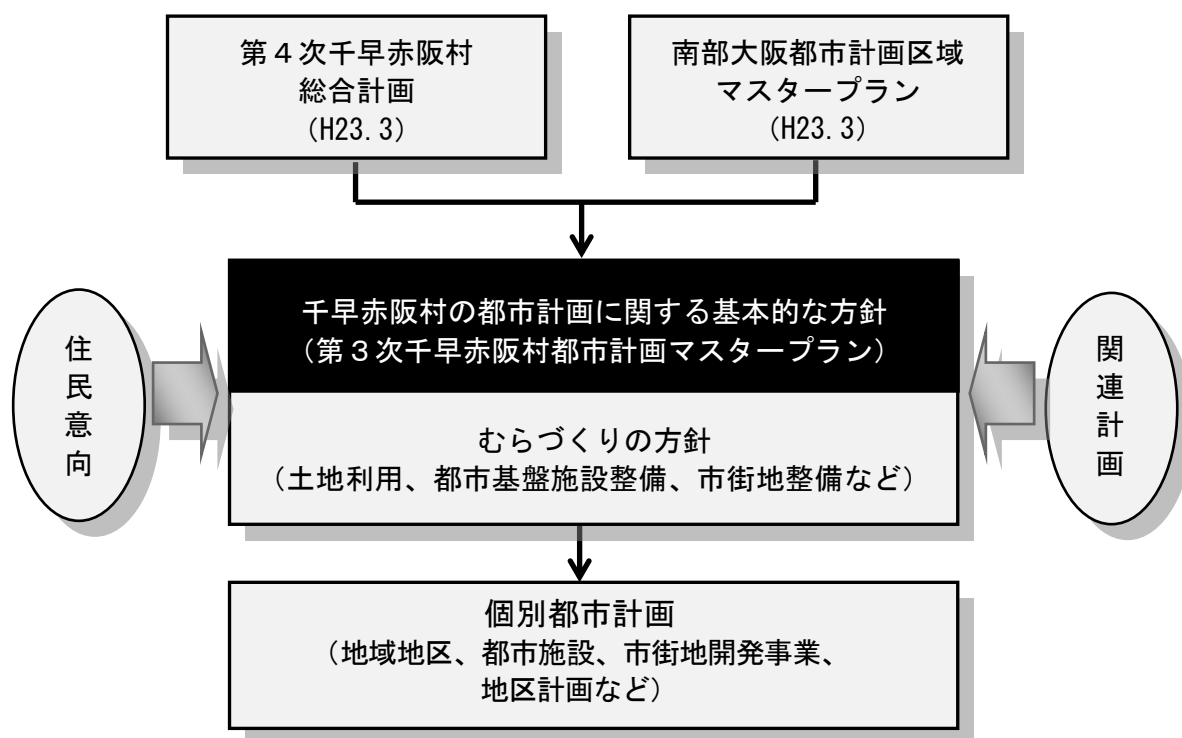
(1) 計画の位置付け

第3次千早赤阪村都市計画マスタープランの位置付けを示したものが次図です。

平成4年の都市計画法*改正に伴って、新たに市町村マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）の制度（都市計画法第18条の2）が創設され、市町村レベルで、地域の実情と住民の意向を反映した都市計画の方針づくりが法的に位置付けられました。

都市計画法では、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針*」が第6条の2に規定されており、「南部大阪都市計画区域マスタープラン」として策定され、本計画は上記の計画と今般策定された「第4次千早赤阪村総合計画」等に即して策定するものです。

■第3次千早赤阪村都市計画マスタープランの位置付け



(2) 目標年度

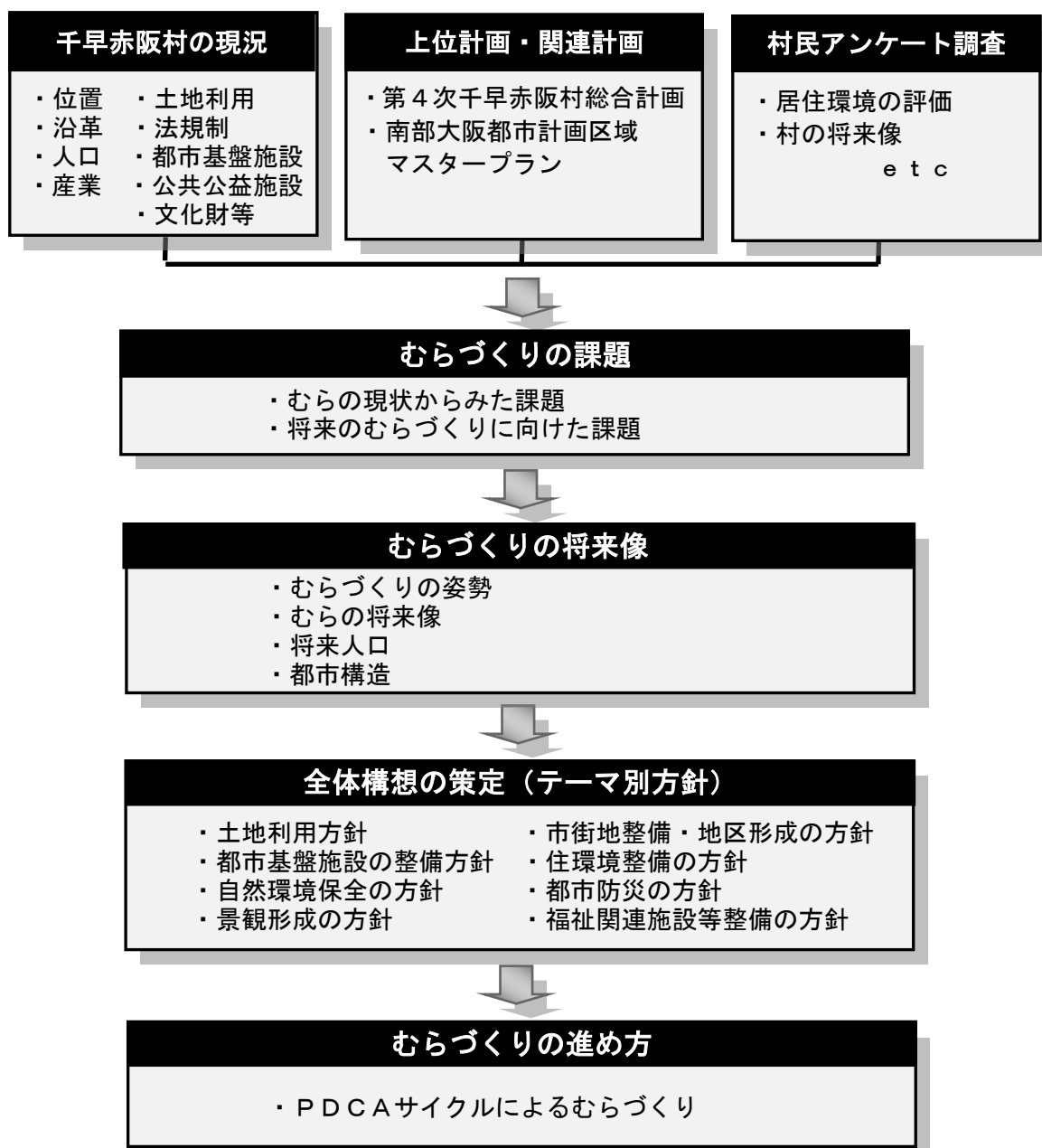
本計画は、第4次千早赤阪村総合計画との連動した計画であることを踏まえ、平成32年度（2020年度）を目標年度とします。

なお、この都市計画マスタープランは、計画途中であっても社会・経済情勢などが著しく変化した場合は、状況に応じ見直しを行うものとします。

序－3 計画の構成

本計画の構成を示したものが次図です。本計画においても、第2次計画と同様に地域別構想を策定せず、全体構想として、テーマ別に施策設定を行うこととします。これは、本村人口が6,000人余りであり、将来的にも1住区*程度の人口規模であることや第4次千早赤阪村総合計画においても地域別に分けていないことからその整合性を確保したことによるものです。

■第3次千早赤阪村都市計画マスタープランの構成



第1章 千早赤阪村の概要

1-1 千早赤阪村の現況

(1) 位置

本村は、大阪府の南東部、南河内地域の一角に立地し、富田林市、河内長野市、河南町に接している他、金剛山を隔てて奈良県五條市、同御所市と接しています。大阪市都心部までは、直線距離で20~25 kmです。行政区域面積は、37.38 km²となっています。

■位置図



(2) 沿革

本村の歴史は古く、古墳時代に遡ることができます。また、中世には修験道*の聖地としても知られるとともに、鎌倉時代には楠木正成*（1294~1336）の本拠地として歴史上有名です。

行政上からは、明治22年、千早村、赤阪村となり、その後昭和31年両村が合併し、千早赤阪村が誕生し現在に至っています。

本村は、大都市近郊という立地特性を生かした近郊農業と、金剛山を中心とする観光業によって発展してきましたが、昭和40年代には、大都市圏の拡大の影響を受けて、住宅地の開発もみられるようになり、人口が急増した時もありました。昭和の末から平成初期にかけては、国道309号水越トンネル*の開通、下水道の整備の進展、そして都市計画法の導入がありました。最近では、平成17年の国道309号河南赤阪バイパス（第1期）の開通といったこともありましたが、少子高齢化や人口の社会減によって、経年的に人口減少傾向が続いています。

(3) 人口

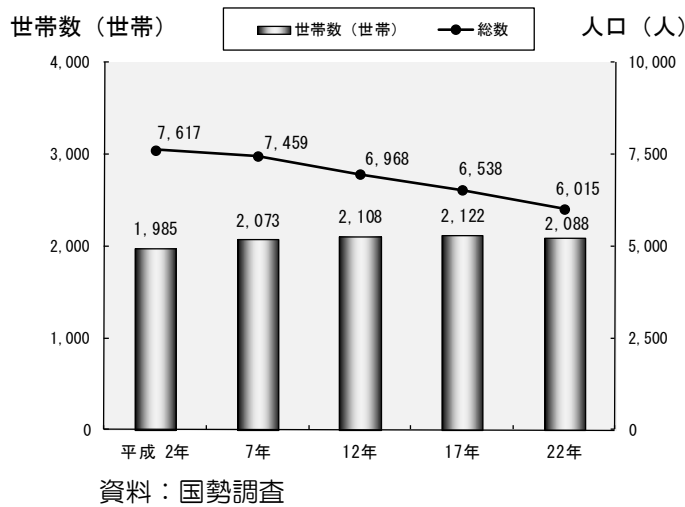
1) 人口・世帯数の推移

本村の人口は、平成2年には7,617人となっていました。その後、人口減少傾向が続いており、平成22年には6,015人となっています。

一方、総世帯数は、核家族化等の流れもあって、概して増加傾向となっていました。平成17年から22年にかけては減少に転じています。

一世帯当たりの人員については、概して減少傾向を示しており、平成22年現在では、2.88人となっています。

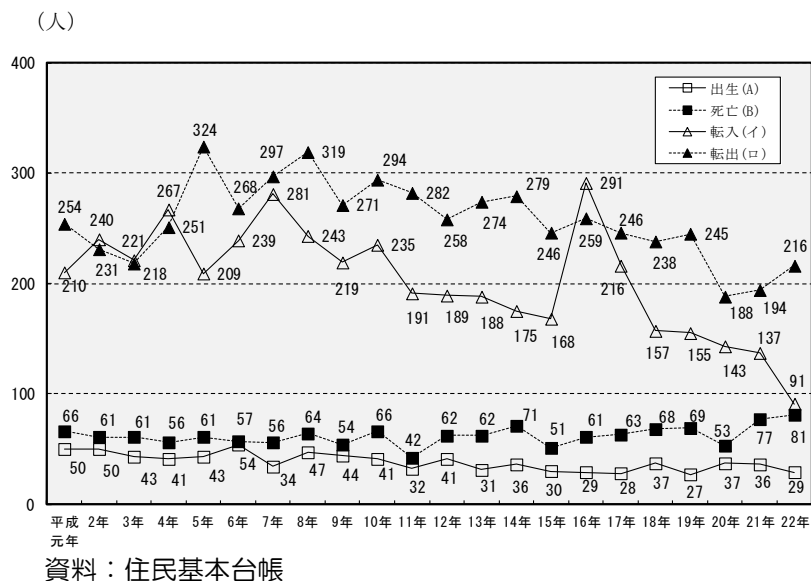
■人口・世帯数の推移



2) 人口動態

平成元年以降の人口動態をみると、自然動態、社会動態とも概して減少傾向となっています。全体としても人口減少が続いています。

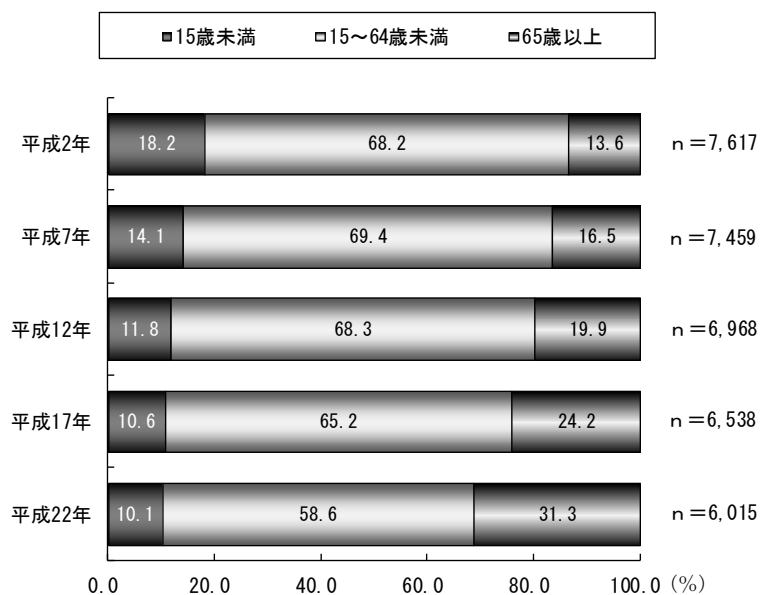
■人口動態



3) 人口構成

本村の平成22年の年齢3区分別人口構成をみると、65歳以上人口構成が31.3%となっており、超高齢社会ということがいえます。これは、平成2年と比較して2.3倍となっています。一方、15歳未満人口構成は10.1%で、平成2年と比較して約半分になっています。

■年齢3区分別人口割合



資料：国勢調査

(注) nは総人口を示す

4) 地区別人口

本村には、11の集落があります。平成22年の国勢調査によると最も人口が多いのは小吹台で、2,108人、次いで森屋1,171人、水分701人の順になっています。平成2年と平成22年を比較して、増加しているのは森屋だけで、他は減少となっています。

■地区別人口及び人口密度の推移

	面積 (ha)	人口 (人)					平成22年 指数 (H2=100)	平成22年 人口密度 (人/ha)
		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年		
森屋	199	1,164	1,103	1,080	1,186	1,171	101	5.88
水分	1,464	857	911	834	777	701	82	0.48
川野辺	24	205	209	201	135	124	60	5.17
二河原辺	106	206	195	144	144	134	65	1.26
桐山	177	193	202	196	202	181	94	1.02
吉年	21	256	218	197	178	156	61	7.43
小吹	197	326	334	327	314	287	88	1.46
中津原	248	460	458	424	370	312	68	1.26
東阪	404	581	599	587	576	527	91	1.30
千早	862	495	441	440	354	314	63	0.36
小吹台	36	2,874	2,789	2,538	2,302	2,108	73	58.56
合計	3,738	7,617	7,459	6,968	6,538	6,015	79	1.61

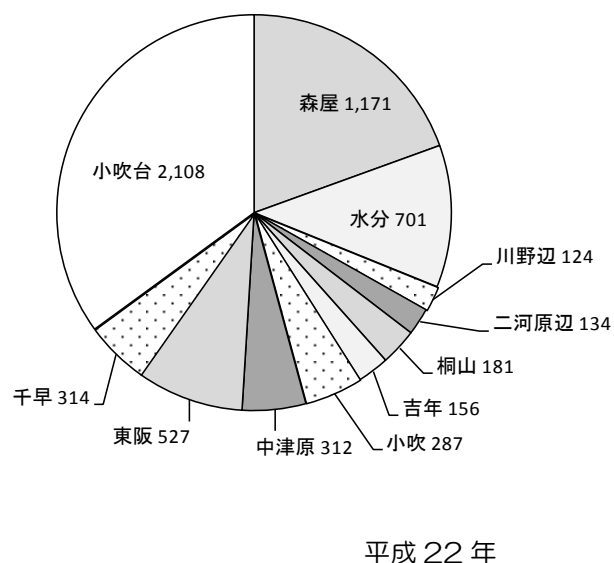
資料：国勢調査

■地区区分図



■地区別人口

(単位：人)



(4) 産業

1) 第一次産業

本村は、農林業が村の中心産業のひとつとなっています。

しかし、平成2年以降をみると、農家数、経営耕地面積のいずれも減少傾向となっています。

■農家数・農業人口・経営耕地面積の推移

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	
農家数	専業	31	37	27	34	52	
	兼業	第一種	62	64	33	41	18
		第二種	329	281	310	288	77
	合計	391	345	343	329	95	
(戸) 総数	422	382	370	363	147		
販売農家人口(人)	—	—	—	—	267		
経営耕地面積(ha)		330	316	237	221	217	

(注) 第一種兼業…家計収入に占める農業所得が50%以上の農家

第二種兼業…家計収入に占める農業所得が50%未満の農家

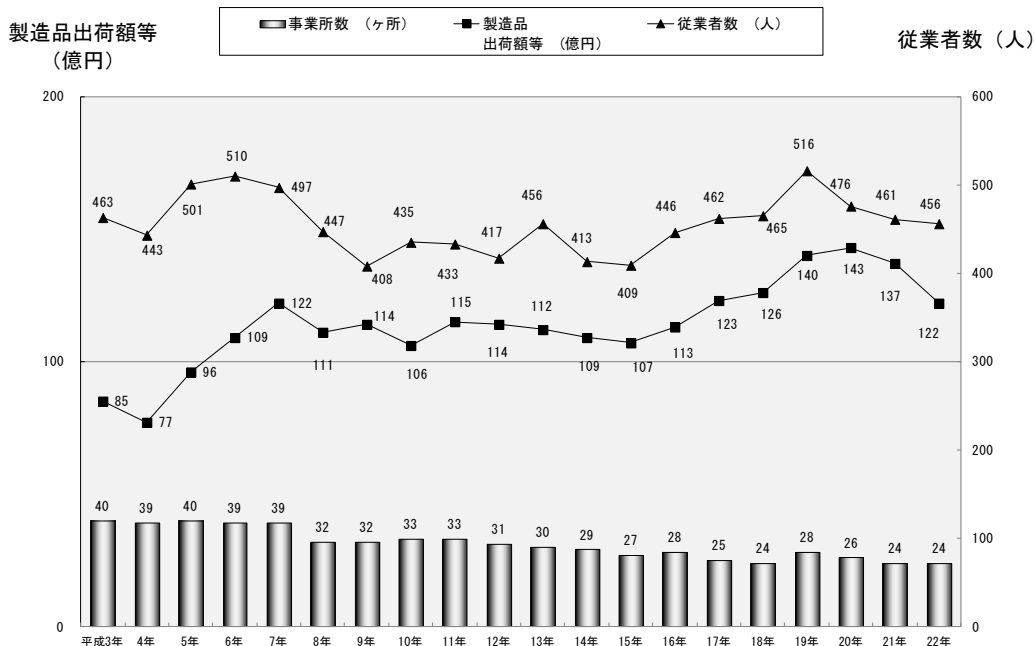
資料：農林業センサス

2) 第二次産業

平成22年の本村の従業員4人以上の事業所についてみると、事業所数は24カ所、従業者数は456人、製造品出荷額は約122億円となっています。

これを平成3年と比べると、事業所数が40%の減に対して、従業者数が2%の減、製造品出荷額等は43%の増となっています。

■製造業の推移



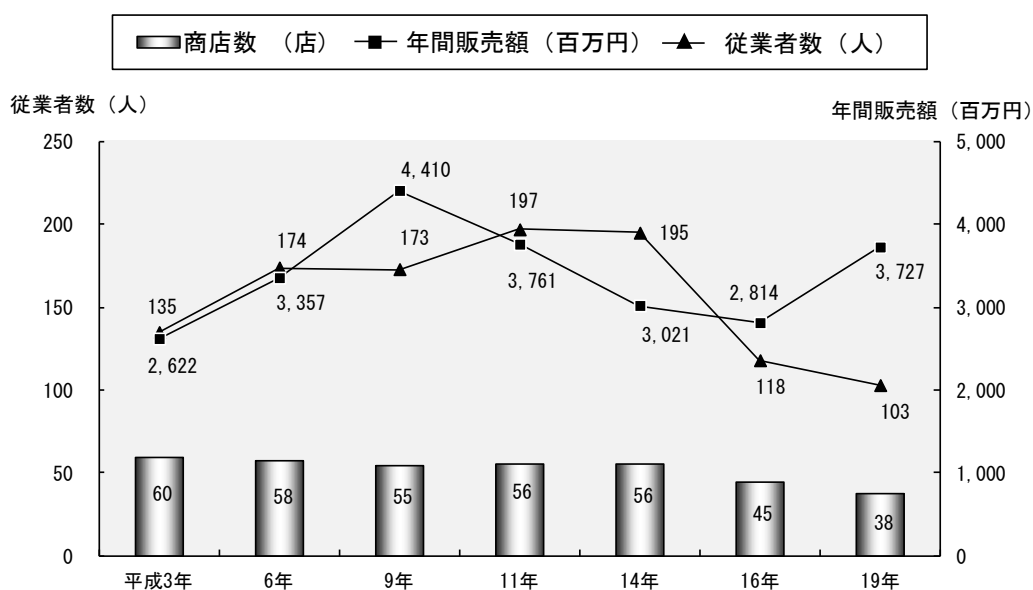
資料：工業統計調査結果表

3) 第三次産業

本村内の商業施設としては、小吹台に小規模な店舗がある程度で、大規模なものや商業地の集積はほとんどありません。本村では、日常の買い物や外食等は近隣の各市町へ出向いている状況です。

本村の平成19年の卸売・小売業についてみると、合計で商店数が38店、従業者数が103人、年間販売額が約3,727百万円となっています。

■商店数・従業者数・年間販売額の推移



資料：商業統計調査資料

(5) 土地利用

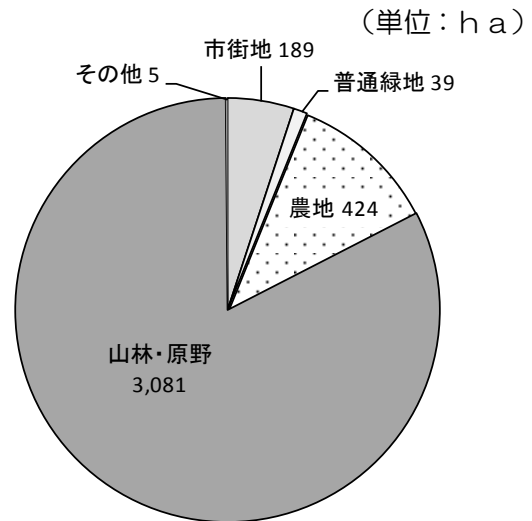
本村の土地利用現況をみたものが下表及び次図です。山林・原野が、3,081haと最も多く、全体の82.4%を占めています。次いで、農地が424haで11.3%となっています。

一方、市街地は村の北部（森屋、水分、川野辺等）、西部（小吹台）及び千早川に沿って分布しており、189ha（5.1%）ときわめて少ない状況です。

このように、本村は山林が多く市街地が少ないことが特長といえます。

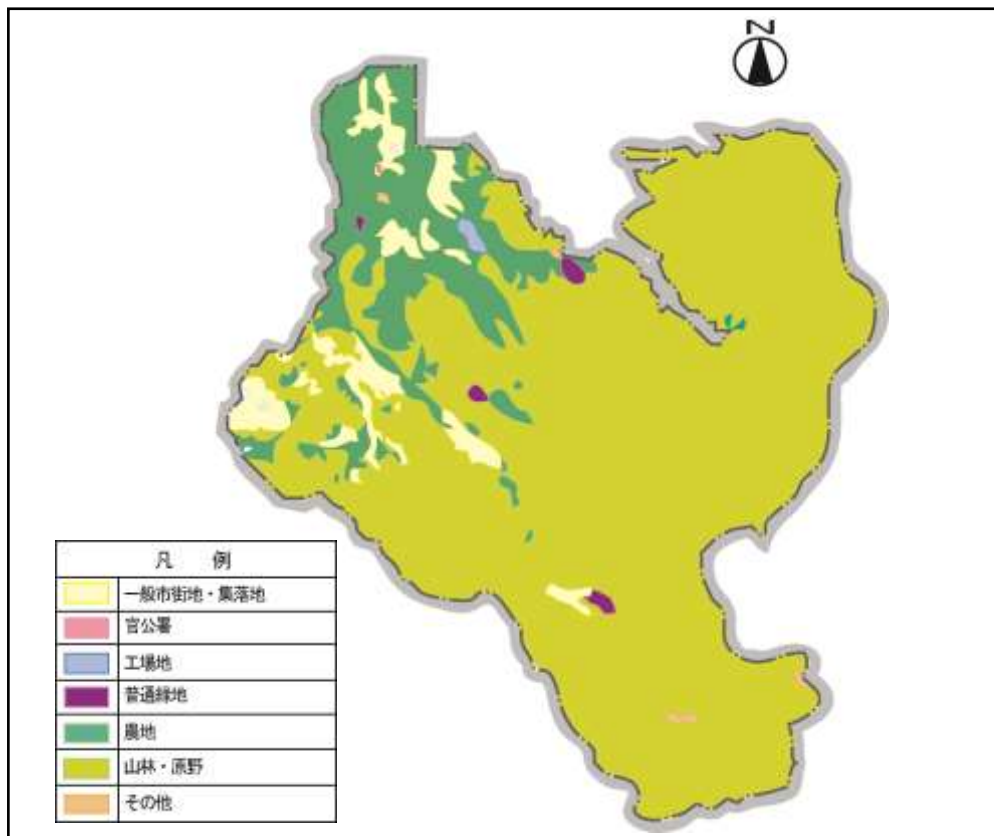
■土地利用現況

区分	面積 (ha)	割合 (%)
一般市街地	32	0.9
市街地	141	3.8
集落地	2	0.1
官公署	14	0.3
工場地	189	5.1
小計	13	0.3
公園・緑地	7	0.2
普通	6	0.2
運動場・遊園地	6	0.2
学校	7	0.2
緑地	39	1.1
社寺敷地・公開庭園	187	5.0
墓地	237	6.3
小計	424	11.3
農地	3,081	82.4
田	5	0.1
畑	3,738	100.0
小計		
山林・原野		
その他		
合計		



資料：平成 22 年都市計画基礎調査

■土地利用現況図



(6) 法規制

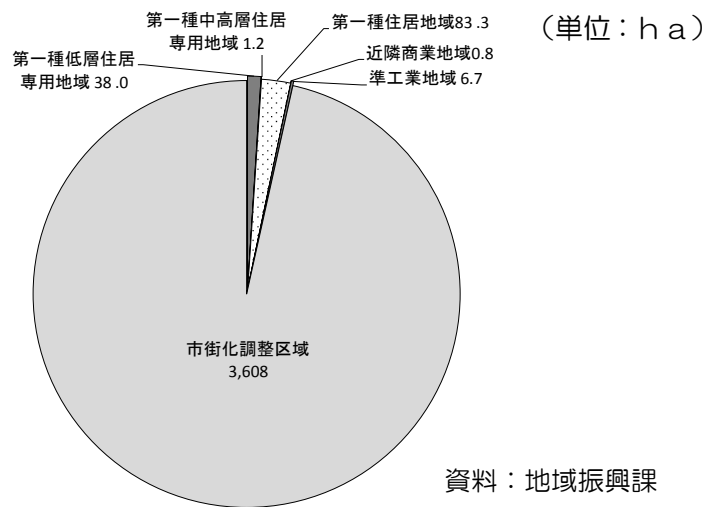
村の土地利用に関する都市計画及びその他の法規制をまとめると以下のとおりである。

1) 地域地区

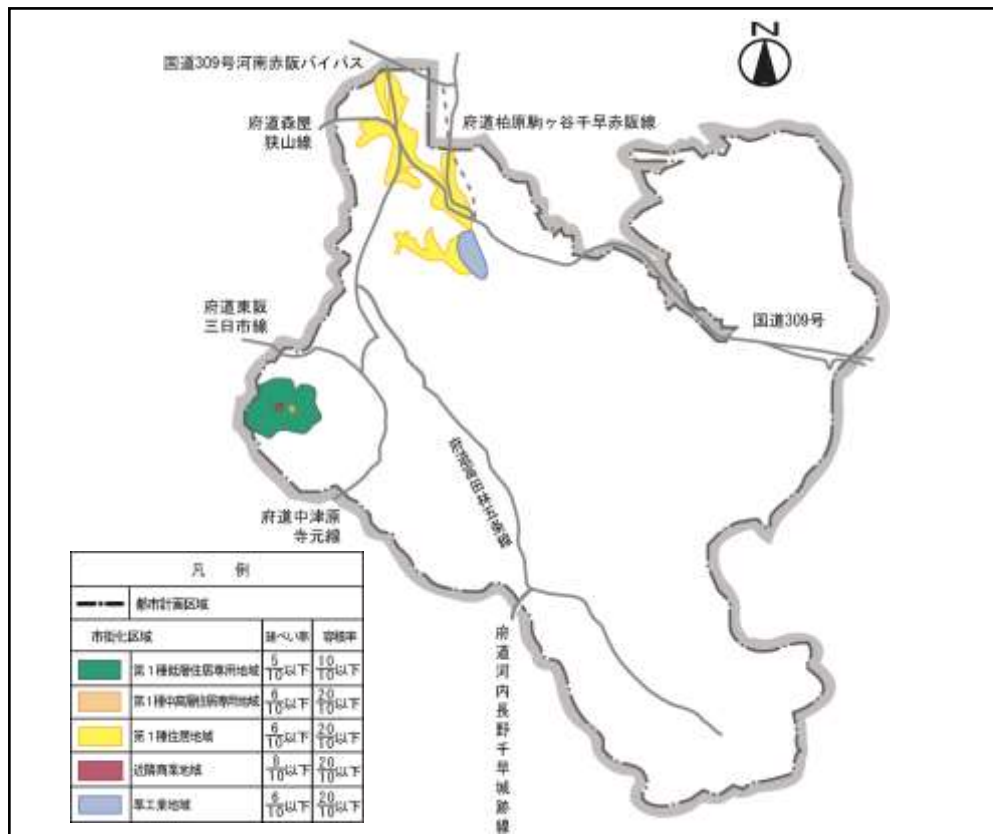
本村では、平成7年3月31日、全域が都市計画区域の指定を受け、村北部地域（森屋、水分、川野辺、二河原辺、桐山）の90ha、小吹台とその周辺の西部地域40haの計130haが市街化区域、これ以外の3,608haが市街化調整区域に指定されました。

市街化区域は第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域及び準工業地域の5種類の用途地域が指定されています。

■地域地区の指定状況



■都市計画用途地域等指定図



2) その他の法規制

①農業振興地域*・農用地区域

市街化区域を除く平坦地・丘陵地のほとんどが農業振興地域に指定されており、その一部が農用地区域となっています。

②砂防指定地*

千早川及び水越川流域において、砂防指定地が指定されています。

③急傾斜地崩壊危険区域*

桐山地区、水分地区、東阪地区、千早地区内で4ヵ所が急傾斜地崩壊危険区域に指定されています。

④国定公園*・近郊緑地保全区域*

村東部の葛城山、金剛山一帯の山間は、金剛生駒紀泉国定公園及び近郊緑地保全区域に指定されています。

⑤保安林*

村東部の葛城山系、金剛山において水源かん養保安林等が指定されています。

⑥宅地造成工事規制区域*

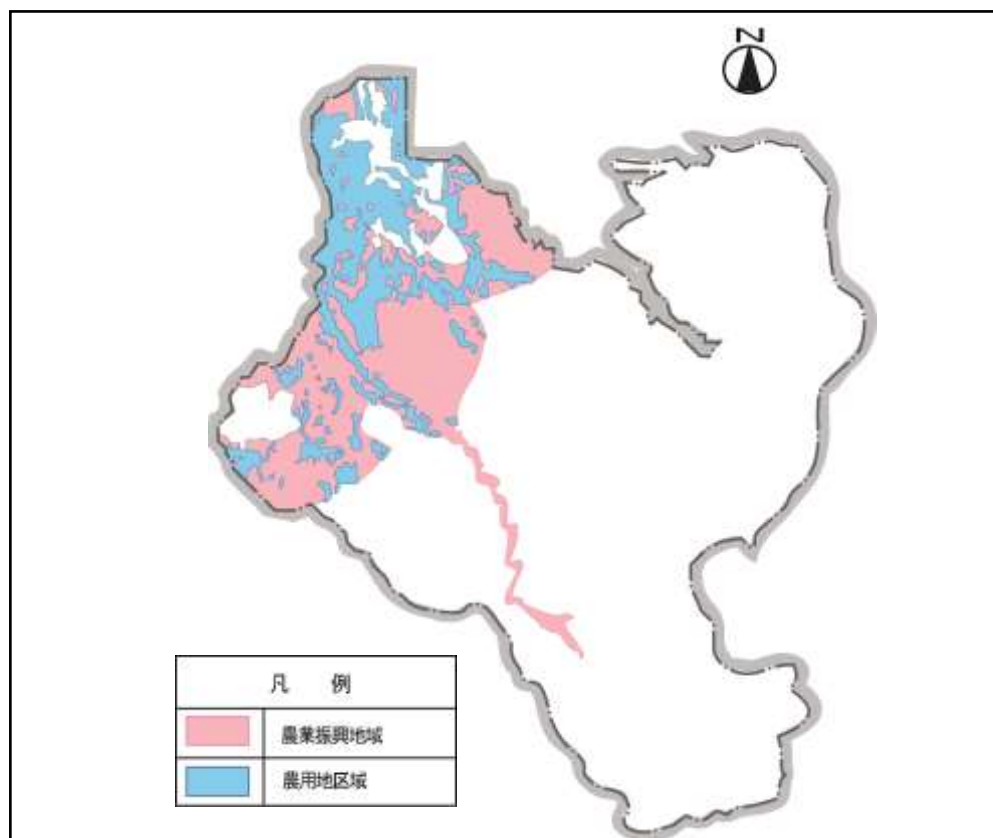
宅地造成に伴うがけくずれ、土砂の流出を生ずる恐れが著しい区域約1,300haが宅地造成工事規制区域に指定されています。

■その他の法規制

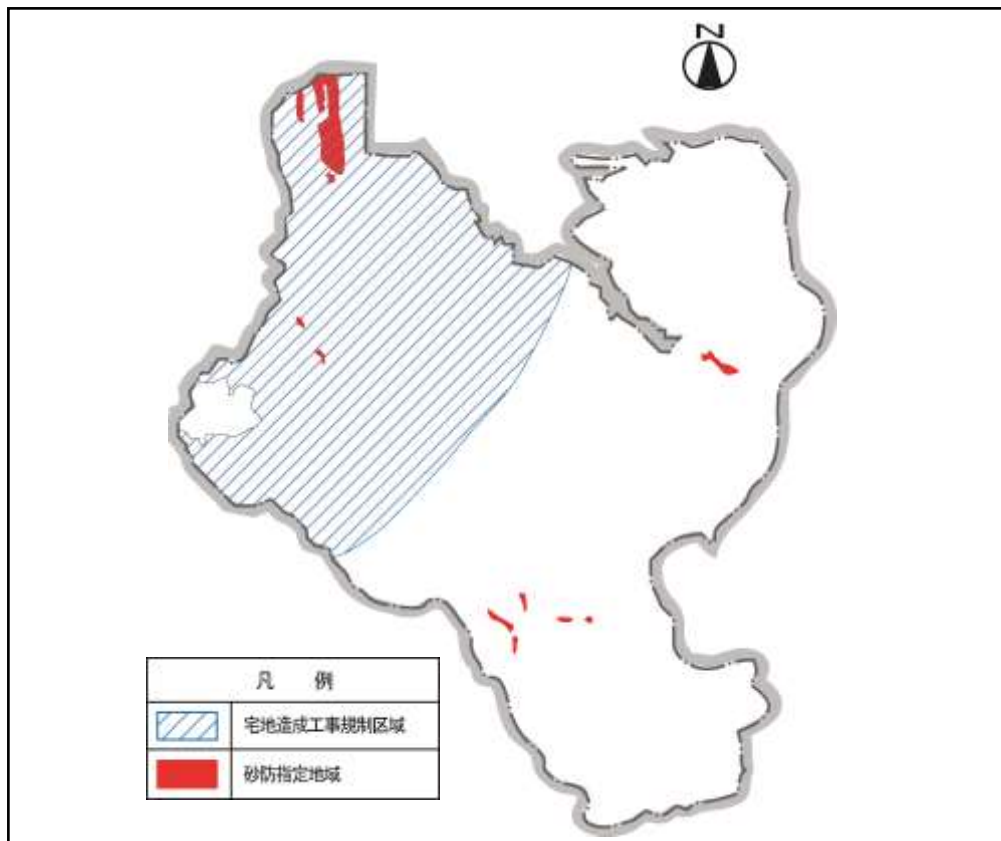
	面積 (ha)	村面積に 占める 割合(%)
農業振興地域	921.0	24.6
農用地区域	204.0	5.5
砂防指定地	63.0	1.7
急傾斜地崩壊危険区域	4.4	0.1
国定公園 近郊緑地保全区域	1,492.0	39.9
保安林	1,304.0	34.9
宅地造成工事規制区域	1,300.0	34.8

資料：地域振興課

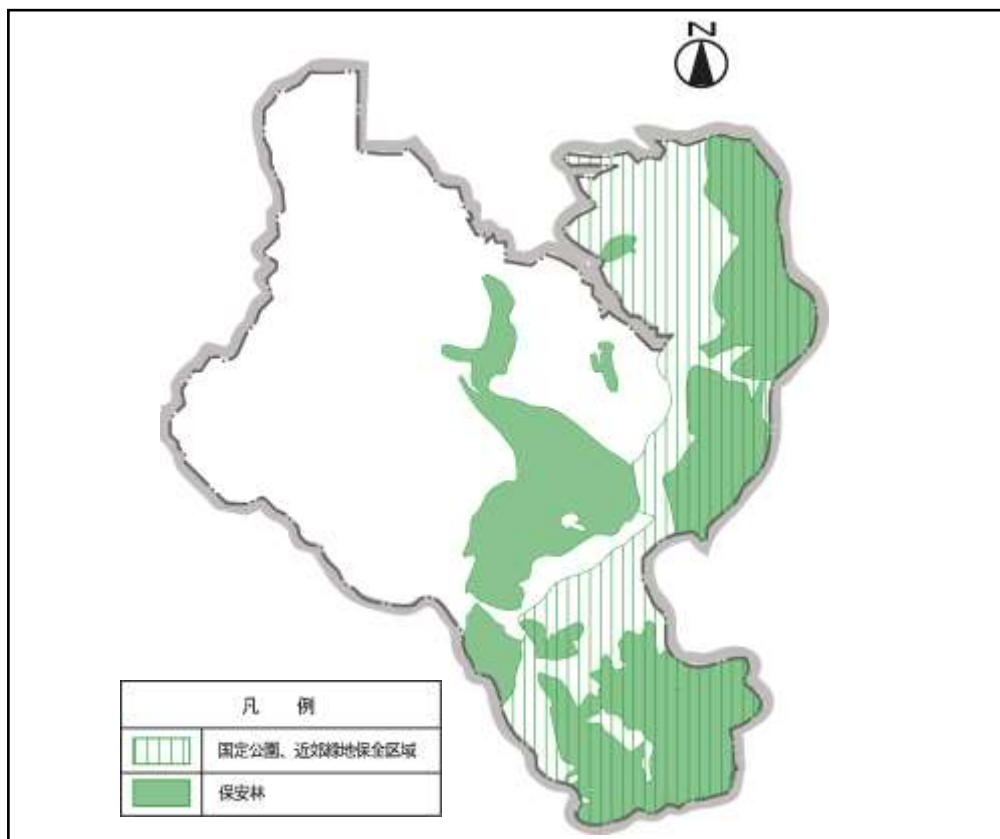
■その他の法規制図（農業関係）



■その他の法規制図（宅造関係）



■その他の法規制図（公園関係）



(7) 都市基盤施設の現況

1) 道路現況

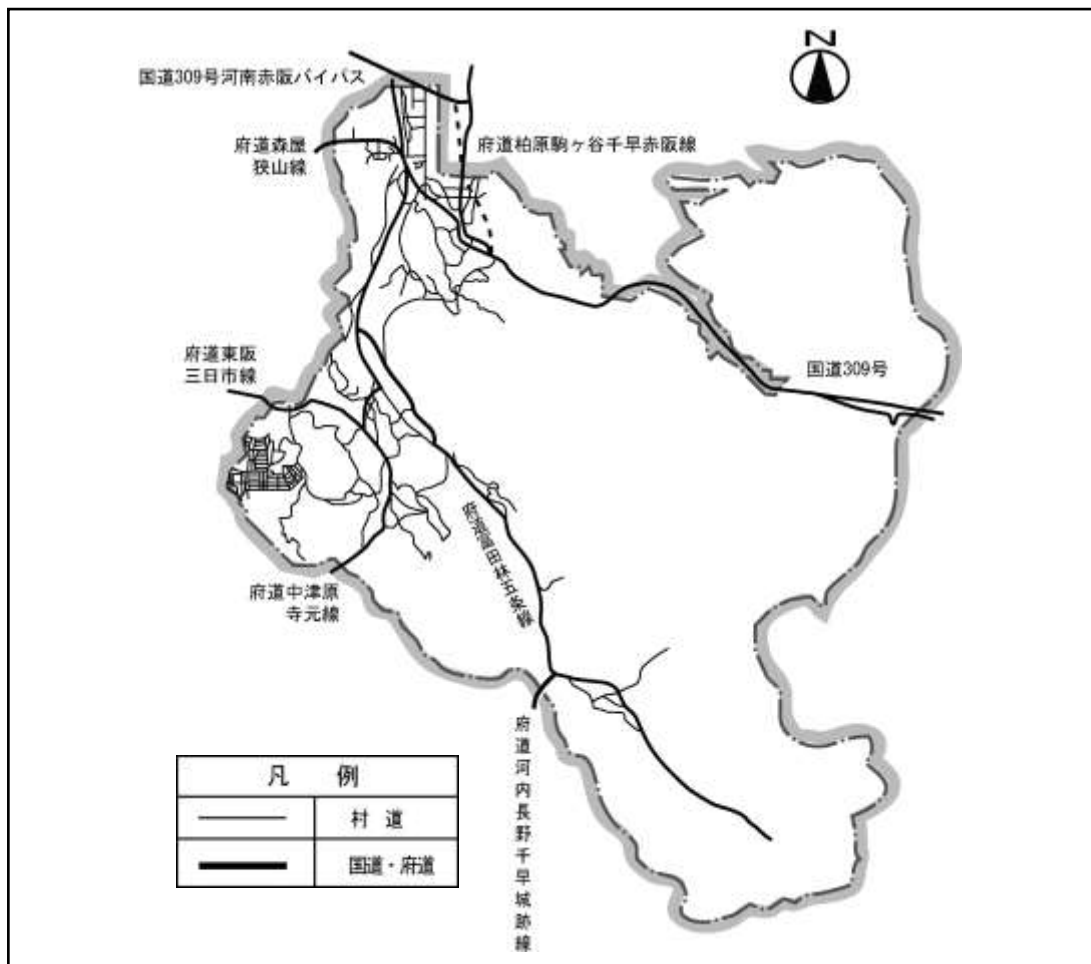
本村内の主要な道路現況を示したものが以下です。村内には国道が1路線、主要地方道が1路線、一般府道が5路線供用されています。

■村内の主な道路の現況

路線名		車線数	村内延長 (km)
国 道	国道309号	2	7.4
主要地方道	柏原駒ヶ谷千早赤阪線	2	1.0
一般府道	富田林五条線	2	10.2
	中津原寺元線	2	2.0
	東阪三日市線	2	2.0
	河内長野千早城跡線	1	0.3
	森屋狭山線	2	0.8

資料：大阪府道路現況調査表（H22年4月）

■道路現況図



2) 公園現況

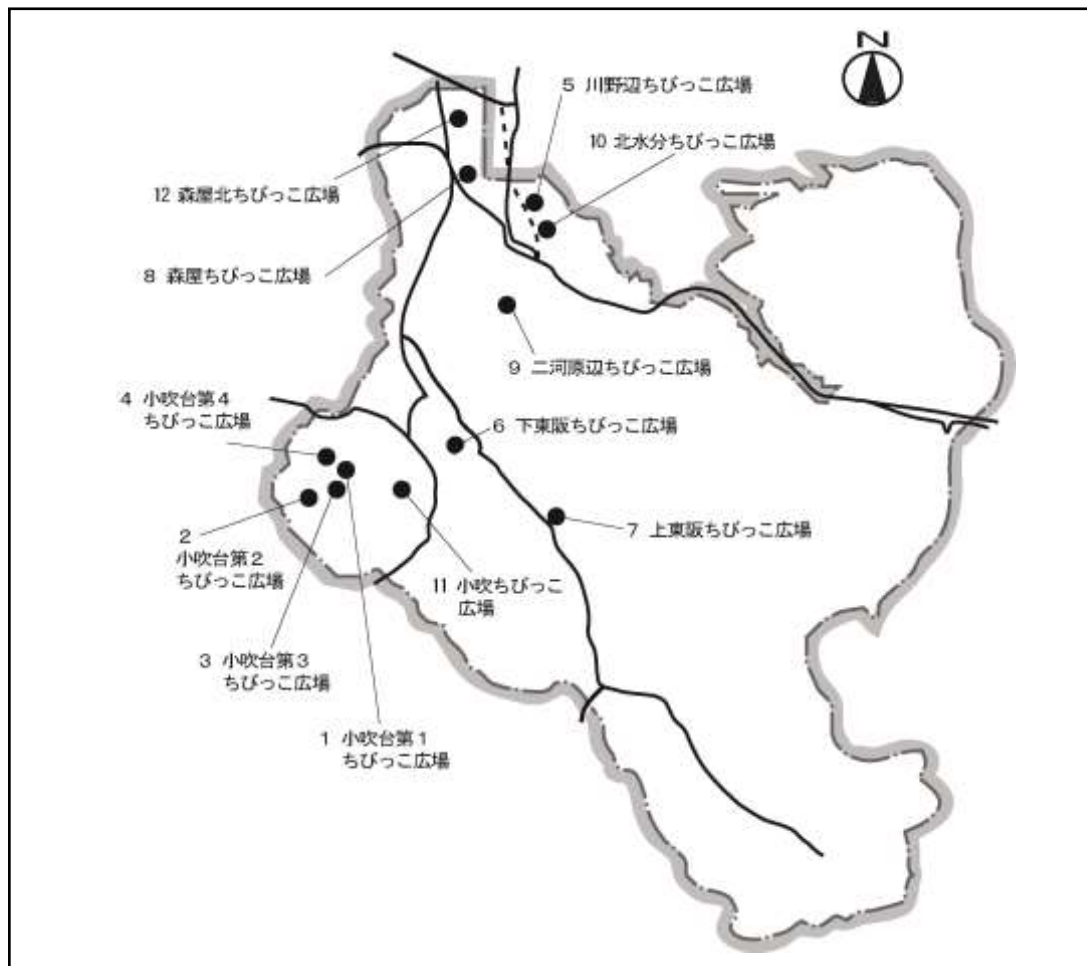
村内には都市計画公園*はありません。村の条例に位置付けられているちびっこ広場が次に示すように整備されています。

■村内のちびっこ広場一覧

番号	名 称	面積 (㎡)
1	小吹台第1ちびっこ広場	692
2	小吹台第2ちびっこ広場	410
3	小吹台第3ちびっこ広場	657
4	小吹台第4ちびっこ広場	427
5	川野辺ちびっこ広場	172
6	下東阪ちびっこ広場	360
7	上東阪ちびっこ広場	150
8	森屋ちびっこ広場	829
9	二河原辺ちびっこ広場	625
10	北水分ちびっこ広場	449
11	小吹ちびっこ広場	336
12	森屋北ちびっこ広場	438
計		5,545

資料：健康福祉課

■ちびっこ広場分布図



3) 下水道

本村の下水道については、地形条件等から、全村を公共下水道*で整備することが困難であるため、公共下水道計画処理区域外については、個別合併処理浄化槽*処理で対応することとしています。この結果、村内の下水道事業の人口普及率は平成22年度末現在で、71.7%となっています。

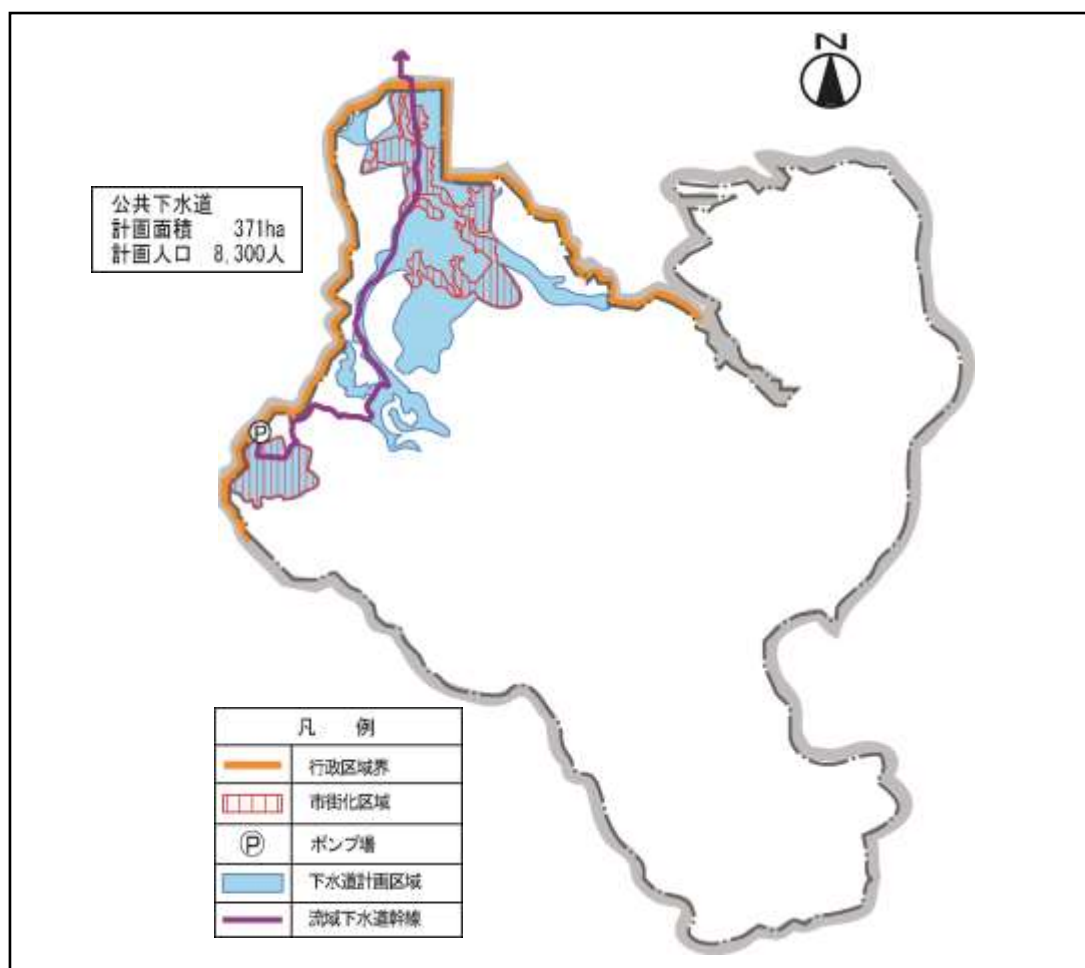
■下水道計画の概要

○流域関連公共下水道*事業計画

本村は、大阪府大和川下流東部流域下水道事業の計画区域に属するため、その計画に当たっては、上位計画（流域下水道）と整合を図り、公共下水道全体計画*を策定しています。

計画目標年次	平成30年		
下水排除方式	分流式（大和川下流東部流域関連公共下水道事業）		
計画区域	行政区域：3,738ha		
	下水道計画区域：371ha(内訳) ・北部地域：287ha ・南部地域：42ha ・小吹台周辺：42ha		
計画人口	将来行政人口：10,200人		
	計画処理人口：8,300人		
	地区名	地区の内訳	人口(人)
	北部区域	森屋、川野辺、水分、二河原辺、桐山	4,700
	南部区域	吉年、東阪（下東阪）、中津原（北部）	900
	小吹台周辺	小吹台、小吹	2,700
小計		8,300	
その他	公共下水道区域外		

■公共下水道整備計画図



4) 河川現況

本村の水系は、東部の金剛葛城の連山を分水嶺とし、金剛山及び葛城山を源とする水越川と、金剛山を源とする千早川及びその間を足谷川が流れ、北西の富田林市の石川へ注いでいます。また、西部は中津原川流域となっており、西に流下して別水系の佐備川へ注いでおり、石川や大和川の水源となっています。

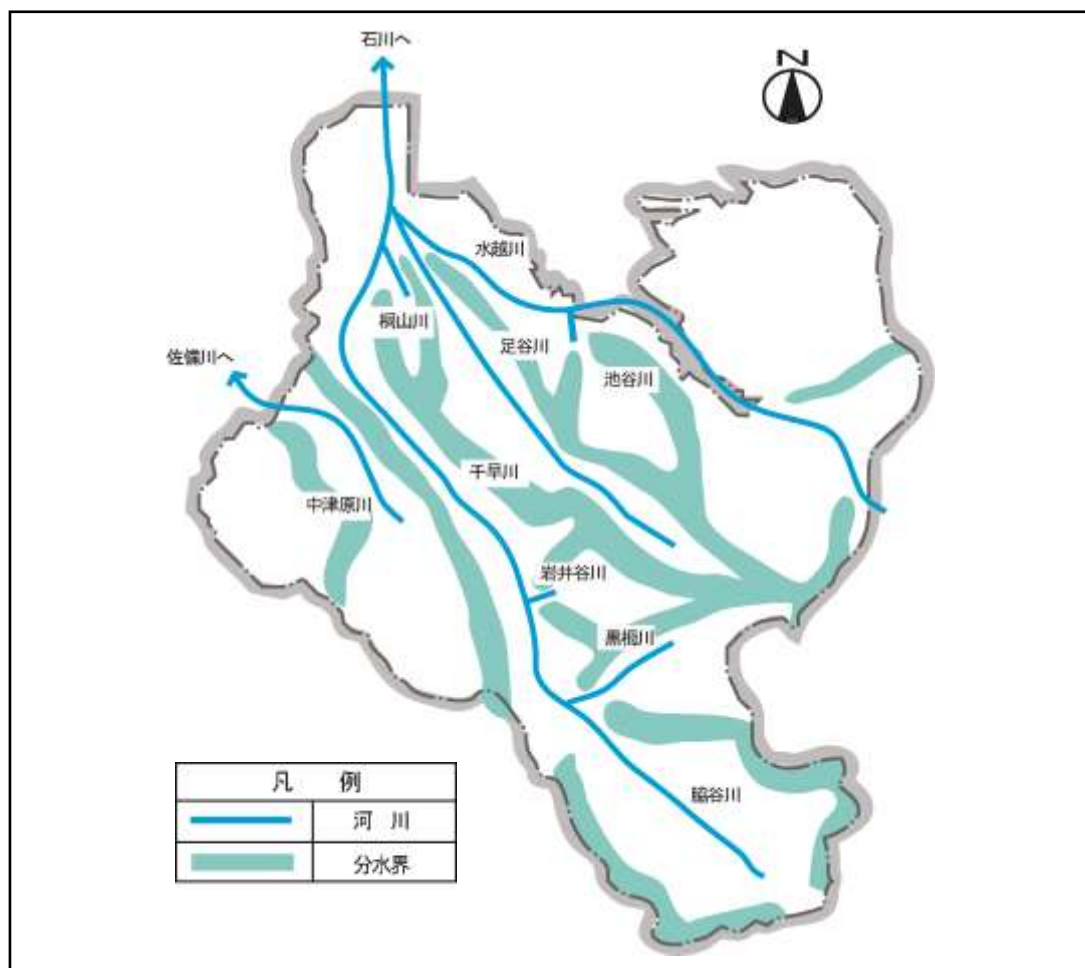
■水系の概況

(単位：m)

水系	河川名	支川名	流路延長	種別
石川	水越川	水越川	6,898	一級河川
		池谷川	200	普通河川
	足谷川	—	1,600	普通河川
	千早川	千早川	13,570	一級河川
		桐山川	640	普通河川
		岩井谷川	150	普通河川
		黒樞川	1,600	普通河川
		脇谷川	2,350	普通河川
佐備川	中津原川	—	2,400	普通河川

資料：富田林土木事務所

■河川現況図



5) 上水道*

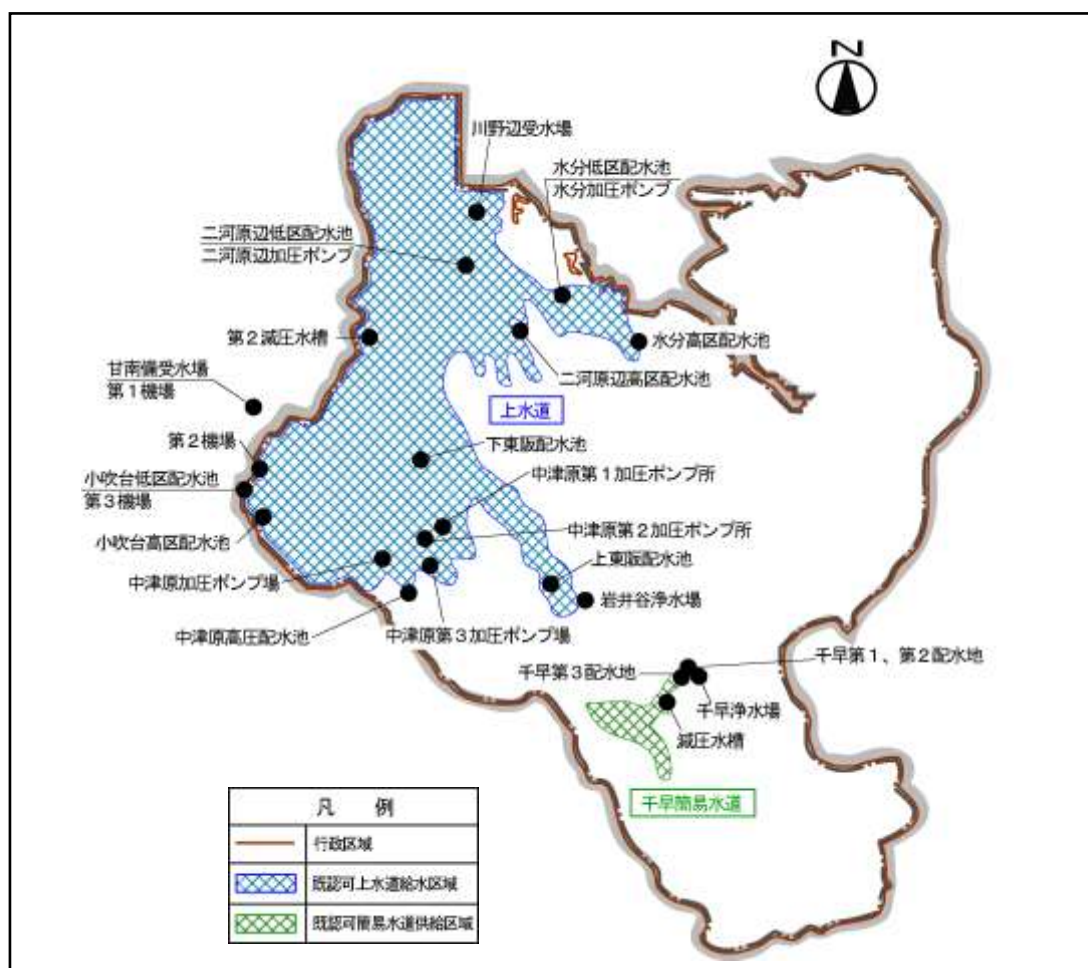
村内の水道施設は、千早地区は簡易水道*、その他の地区は上水道が整備されています。上水道は岩井谷川の表流水からの取水と、富田林市、大阪広域水道企業団からの受水の3水源となっています。

給水人口は減少していますが、給水戸数はこの18年間で11%（222戸）の増加となっています。

■上水道の推移

年 度	給水戸数（戸）		給水人口（人）		総配水量（m ³ ）		有収水量（m ³ ）		有収率（%）	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数
平成3年度	2,196	100	7,722	100	885,889	100	759,099	100	85.7	100
平成5年度	2,235	102	7,611	99	927,396	105	809,195	107	87.2	102
平成7年度	2,268	103	7,452	97	943,545	107	821,047	108	87.0	102
平成9年度	2,315	105	7,334	95	918,386	104	813,727	107	88.6	103
平成11年度	2,344	107	7,132	92	916,459	103	799,733	105	87.3	102
平成13年度	2,347	107	6,934	90	888,752	100	787,189	104	88.6	103
平成15年度	2,367	108	6,717	87	841,645	95	758,703	100	90.1	105
平成17年度	2,437	111	6,702	87	819,046	92	748,579	99	91.4	107
平成19年度	2,418	110	6,468	84	767,123	87	699,272	92	91.2	106
平成22年度	2,431	111	6,308	82	775,480	88	681,114	90	87.8	102

■現況給水区域図

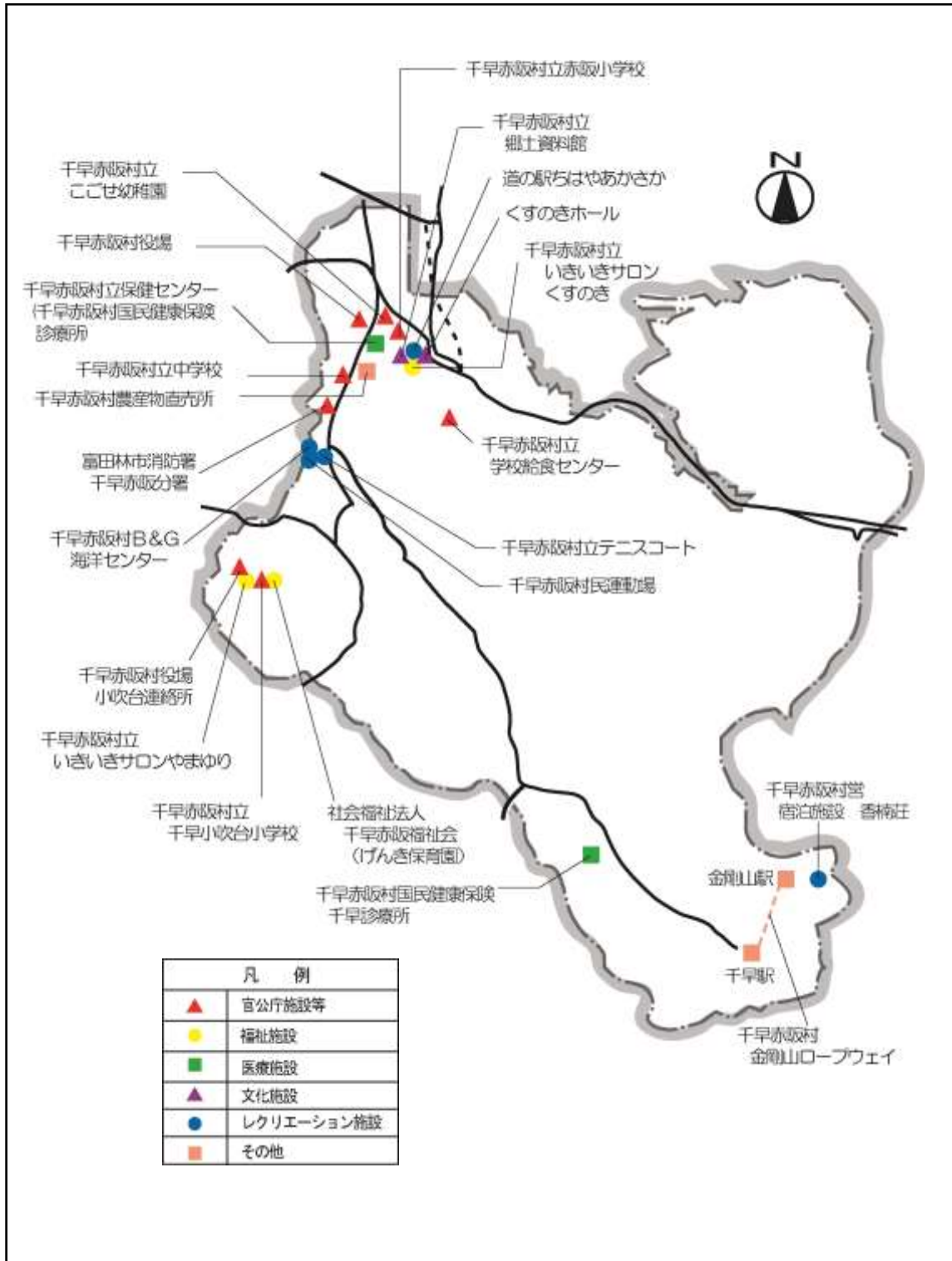


(8) 公共・公益施設の現況

本村の公共・公益施設の現況を示したものが下図です。

住民の日常生活上の必要施設は一通り整備されていますが、これらの施設は府道富田林五条線沿い付近に多く分布しています。

■主要公共・公益施設分布図

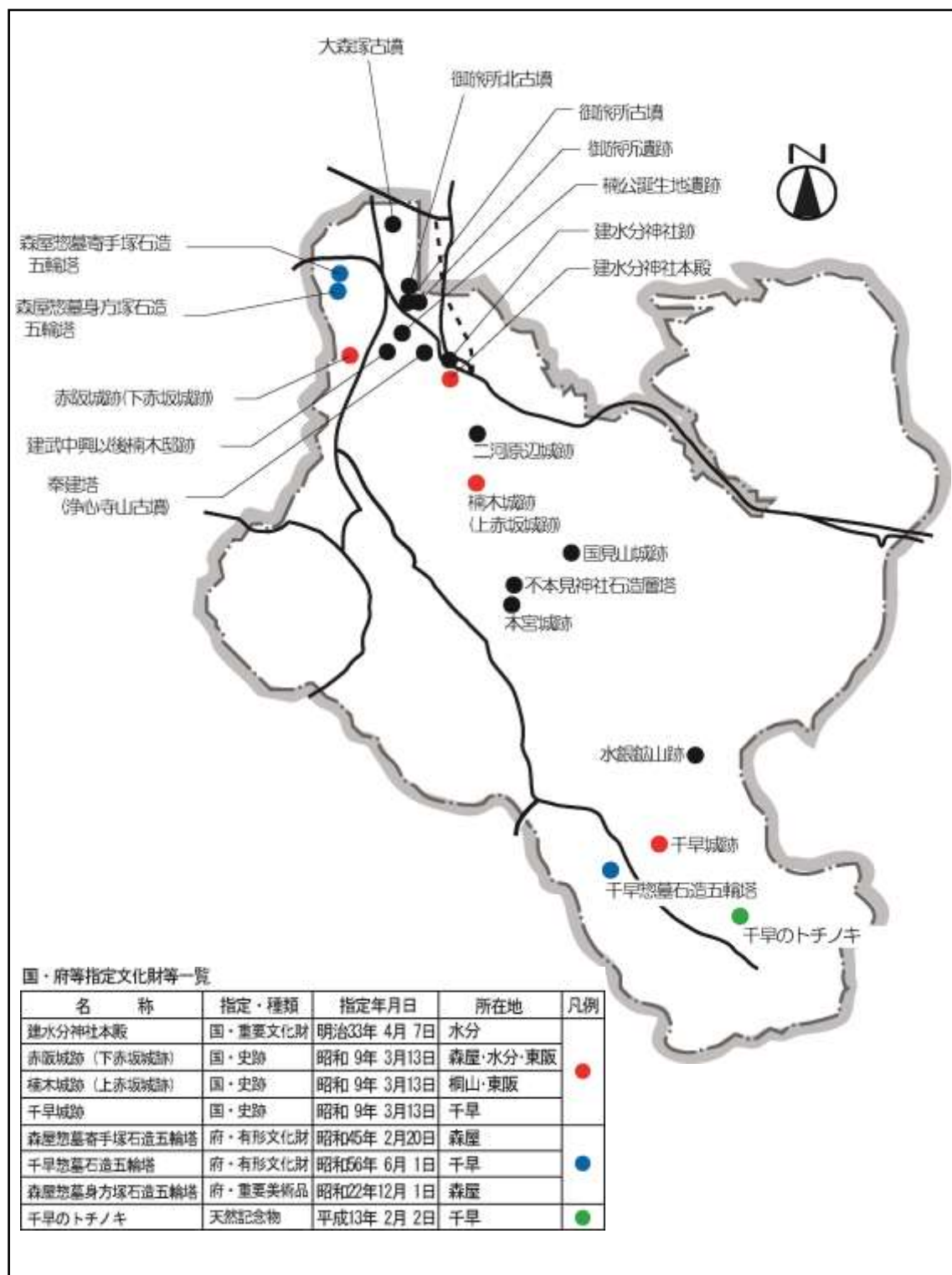


(9) 文化財等

本村には多くの史跡や文化財が存在しています。特に南北朝時代の楠木正成ゆかりの史跡赤坂城跡・楠木城跡・千早城跡をはじめ、文化財保護法や、大阪府文化財保護条例に基づく重要文化財等が、数多く現存しています。

これらをまとめたものが下図及び下表です。

■文化財分布図



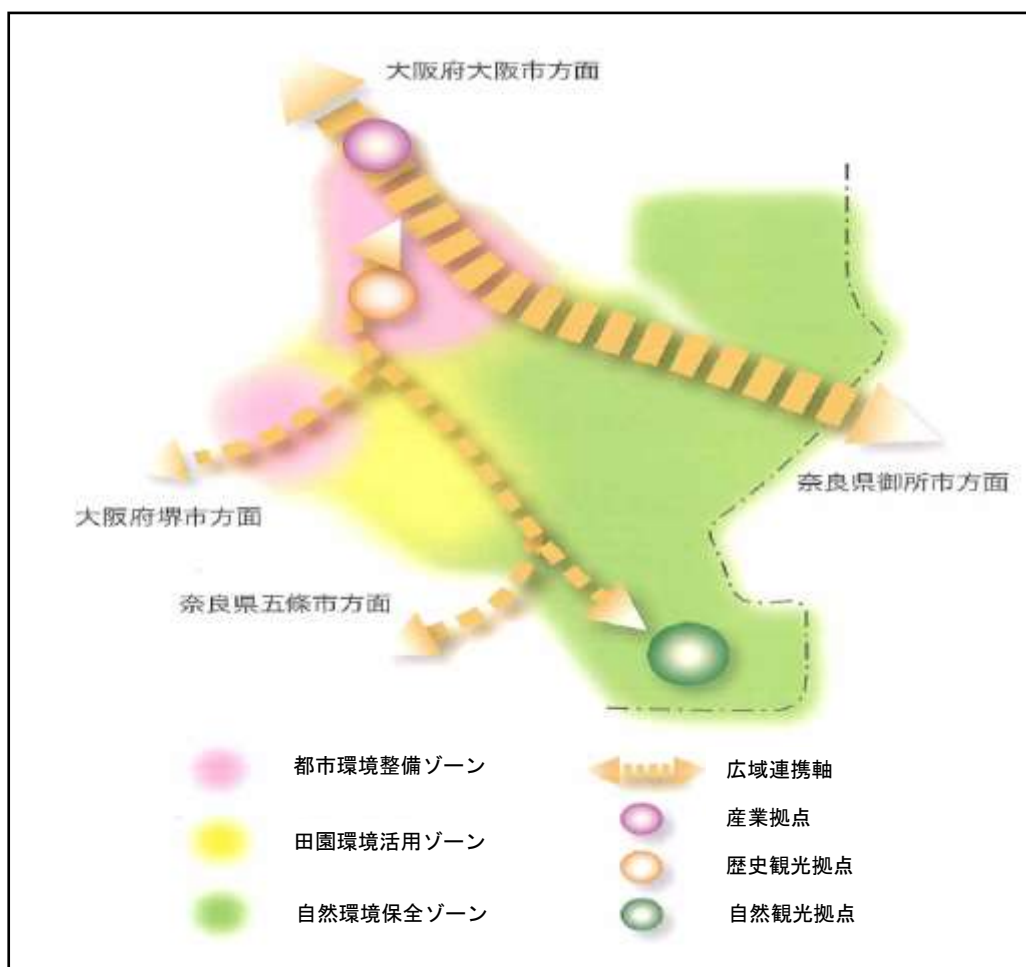
1-2 上位計画・関連計画

(1) 第4次千早赤阪村総合計画

第3次千早赤阪村総合計画の目標年次である平成22年度が到来したため、新たな視点に立った行政運営の長期的指針となる計画として平成23年3月に策定しました。

- 策定年次 平成23年3月
- 目標年次 平成23年度を初年度とし、目標年次を平成32年度(2020年度)
- 将来像 みんなが集う、みんなで育む、みんなに優しい、みんなを結ぶ
ちはやあかさか ～夢を持って子育てができる金剛山のむら～
- 人口フレーム 平成32年における人口を約6,000人と設定
- むらづくりの基本柱
 1. 安全・安心・環境… 豊かな自然と共生し、やすらぎのある暮らしを育むむらづくり
 2. 健康・福祉… 心と体の健康をみんなで育むむらづくり
 3. 教育・歴史・文化… 歴史・文化、人が育むむらづくり
 4. 観光・産業・地域振興… 地域資源を生かし村民の元気を育むむらづくり
 5. 建設・交通… 村民の快適な暮らしを育むむらづくり
 6. 協働*・行政経営… 村民と行政がともに育むむらづくり

■都市構造図



(2) 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

1) 土地利用に関する方針

よりよいまちを目指すために 土地利用を誘導します～

- ①区域区分（線引き）の決定に関する方針
- ②用途地域の指定の方針
- ③市街化調整区域の土地利用の方針
- ④都市防災に関する方針

2) 都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針

～真に必要な施設を整備します～

- ①交通施設の都市計画の方針
- ②下水道整備の方針
- ③河川整備の方針
- ④その他の都市施設の方針
- ⑤市街地開発事業に関する方針
- ⑥都市施設等の見直しの方針
- ⑦住宅・住宅地の方針

3) 都市魅力の創造

～都市の魅力を高めます～

- ①都市環境に関する方針
- ②みどりの大阪の推進
- ③都市景観に関する推進



第2章 村民アンケート

以下の要領で村民全世帯を対象にアンケートを実施しました。アンケート結果は、別冊にまとめました。

(1) 調査の目的

平成 23 年 3 月に第 4 次千早赤阪村総合計画を策定し、その実現に向け、都市及び都市環境部門について、「第 3 次都市計画マスタープラン」策定のための基礎資料を得ることを目的に実施しました。

(2) 調査の方法

①調査期間

平成 23 年 11 月～12 月

②調査対象

本村に居住する全世帯

③実施方法

広報紙の配布ルートに乗せて配布・郵送によって回収

(3) 配布・回収結果

- ①配布総数 : 2,152 票
- ②回収総数 : 842 票 (約 39.1%)
- ③有効回収総数 : 840 票 (約 39.0%)

(4) 調査項目

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 性別 | 13. 道路の整備 |
| 2. 年齢 | 14. 公園の整備 |
| 3. 家族の人数 | 15. 災害に対する不安 |
| 4. 家族構成 | 16. 災害に強いむらづくり |
| 5. 中学生以下の子供の有無 | 17. 住みよくするために必要な施策 |
| 6. 65 歳以上の高齢者の有無 | 18. 土地利用 |
| 7. 職業 | 19. 土地利用のあり方 |
| 8. 居住地区 | 20. 農地の宅地化 |
| 9. 居住年数 | 21. 山林の管理 |
| 10. 事業所、会社の位置 | 22. 金剛山の観光資源としての利用 |
| 11. 居住環境の評価・満足度 | 23. 保全したい景観 |
| 12. 都市基盤の必要性 | 24. 村でもっとも好きな場所 |

第3章 むらづくりの課題

3-1 むらの現状からみた課題

(1) 安全で安心して暮らせるむらづくりの推進 **～安全・安心～**

本村は山林・原野が村域の約8割を占めており、土砂災害等の対応の他、地震や風水害等への対応を図り、自然災害に対して安全なむらづくりが重要です。また、村民のコミュニティ活動を活発にし、絆で結ばれた安心して、日常生活が送れるようなむらづくりが課題です。

(2) 良好な都市基盤施設等の整備推進 **～道路・建設～**

本村は大阪府の南東端にあって、奈良県と接しており、国道309号が貫通しています。本村を大阪都心部や他の地域と「人流」「物流」で結ぶ広域幹線道路の整備推進が求められる他、村内の幹線道路については、歩道の設置やバリアフリー*化等生活者の安全対策が課題です。

一方、人口減少が進行している本村にあって、住環境の整備や各種交流施設の整備による村の活性化が課題です。

(3) むらの個性と魅力の発揮と発信 **～歴史・自然～**

本村の最大の特長・魅力は、金剛山を中心とする緑豊かな自然と楠木正成にまつわる歴史資源を持っていることです。これらの資源を村民のためだけのものにするのではなく、広く情報発信をすることによって、多くの人々が訪れる地域とするために、観光・交流の活性化が課題です。

3-2 将来のむらづくりに向けた課題

(1) 多様な都市機能の整備 **～交流・産業～**

村の活性化を図り、村財政の安定・健全化のため、雇用の場としての産業機能の整備や、生活・交流の場としての商業機能の整備など、都市機能整備が課題です。

(2) 人にやさしいむらづくりの推進 **～健康・福祉～**

村の基本単位は、村民一人ひとりの家庭であり、その家族が幸せに日々を送れるようにすることが究極の目的といえます。そのためには、子どもがすくすくとすこやかに育ち、高齢者や障がい者が生きがいを持って暮らせる環境の整備が課題です。

(3) 住民参加・民間参加のむらづくりの推進 **～協働・交流～**

地方自治体行政において、住民参加、民間参加は、欠かすことのできない一要素となっています。本村のむらづくりにおいても、NPO法人*やボランティア組織との協働、村民が参加しやすいしくみづくりが課題です。

第4章 むらづくりの将来像

4-1 むらづくりの姿勢

本都市計画マスタープランは、第4次千早赤阪村総合計画の部門計画として位置付けられることから本計画では、第4次千早赤阪村総合計画で示されている「むらづくりの姿勢」を基本として受けることとし、以下のように設定します。

(1) 村民参画の推進

むらづくりを、行政主導によってのみ進めていくことは、困難となりつつあります。

これからのむらづくりは、村民参加を基本とすることが重要で、村民に開かれた行政運営を行うことが必要となりますが、このためには村民への行政情報の提供も十分行っていくことが重要です。

(2) 広域連携・広域ネットワークの確保

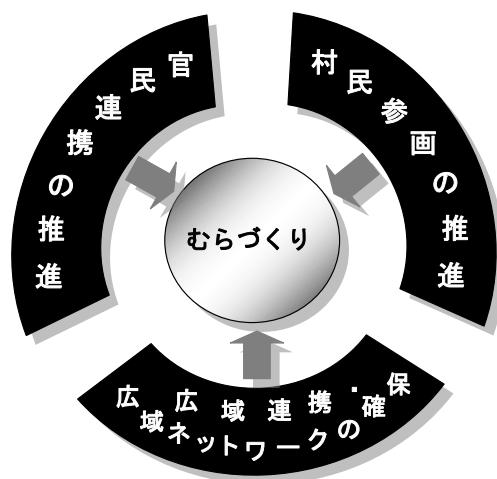
道路、下水道、上水道などの都市基盤施設やゴミ、福祉、教育といった住民サービスからみても、むらづくりを本村だけで推進することは不可能です。そして、人口減少、財政負担の増加等によってその傾向は増々大きくなってきており、今後は村と村民が手を繋いで、広域的な連携と広域ネットワークによってむらづくりを進めていくことが重要です。

(3) 官民連携の推進

住民ニーズの多様化や本村財政の健全化を進めるなか、本村のみで行財政運営を行うことが困難になりつつあります。

新しいむらづくりの需要に応じていくために、公共施設の跡地利用、民間のノウハウをむらづくりに積極的に取り込み、指定管理者制度*等の活用も考えた効率的な住民サービスの向上を図っていく必要があります。

また、住民の文化活動や健康づくり活動などに指導できる人材の協力や支援を村外の個人・団体にも積極的な参加を求めることとします。



4-2 むらの将来像

第2次千早赤阪村都市計画マスタープランにおいては、むらの将来像を「人・自然・歴史―やすらぎの里 ちはやあかさか」として、定住人口（既存村民）を対象とした良好なむらづくりに重心をおいた将来像を構築しました。

第3次都市計画マスタープランでは、本村の人口規模や人口減少傾向、本村の持っている優れた自然歴史資源、そして本村が直面しているむらづくりの課題達成に向けて、その視点を変えて将来像を設定することが必要です。

具体的には、大阪府の中で唯一の『村』としての再認識と、村の魅力を村民一人ひとりが認識し、外部に発信していくことが重要です。それによって、交流が生まれ、「住みたいむら」「住み続けたいむら」として、発展していくことを目指します。

このような考え方から本計画では、第4次千早赤阪村総合計画との関連性を踏まえ、むらの将来像を第4次総合計画と同じく下記のように設定します。

下記に言う「みんな」とは、村民を中心とした大阪府民や他の地域の人々及び企業を意味するものです。

みんなが集う、みんなで育む、みんなに優しい、みんなを結ぶ―ちはやあかさか
夢を持って子育てができる金剛山のむら～観光力、教育力、環境力、協働力～



4-3 将来人口

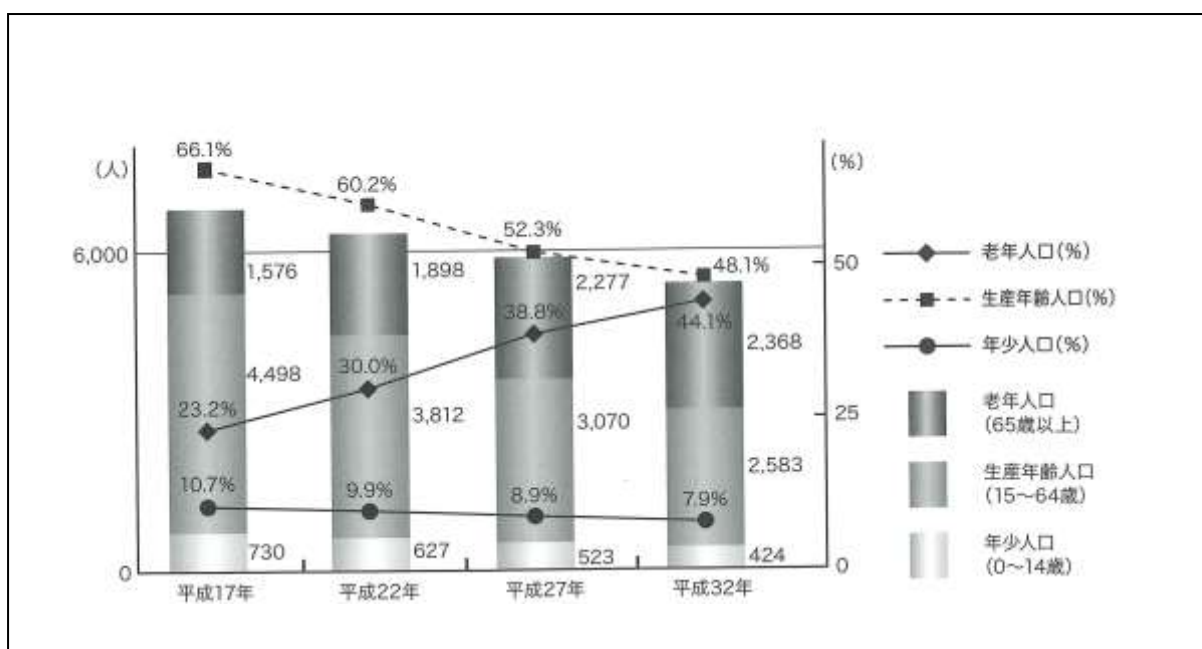
本計画の将来人口は、第4次千早赤阪村総合計画が平成23年3月に策定されたことや、本計画がその下位計画にあることから、当該計画の人口フレームを受け入れることとします。

具体的には、計画期間内においては、雇用の場の確保や子育て環境の充実等によって村外からの人口流入及び定住化を促進し、目標年次である平成32年度においても、現状の人口規模である約6,000人を維持することを目標とします。

その中で、社会経済情勢などの動きに対しては、ハード施策からソフト施策にわたって、柔軟に対応していくものとします。

この都市計画マスタープランの将来人口とは、単なる推計人口*としての位置付けではなく、政策人口*として6,000人を設定し、若者人口の受け入れ促進、子育て支援、地域のつながり・絆・コミュニティの良好なむらづくりを目指すことにあります。

■人口推計（住民基本台帳・外国人登録を含む）



出典：第4次千早赤阪村総合計画

4-4 都市構造

第4次千早赤阪村総合計画を踏まえ、本計画の将来都市構造を示したものが以下です。
都市構造は大きくゾーン構成、都市軸構成、拠点地区設定の3つの要素から構成されます。

ゾーン構成……………土地利用の面的拡がりを示すもの

- ・都市環境整備ゾーン…村北部から西部に位置し、集落地、住宅地、工場地等が集積する地域
- ・田園環境活用ゾーン…棚田などの農山村風景が拡がる本村の中央部の山林及び田園地域
- ・自然環境保全ゾーン…金剛葛城山系で国定公園指定もなされている緑豊かな自然地域

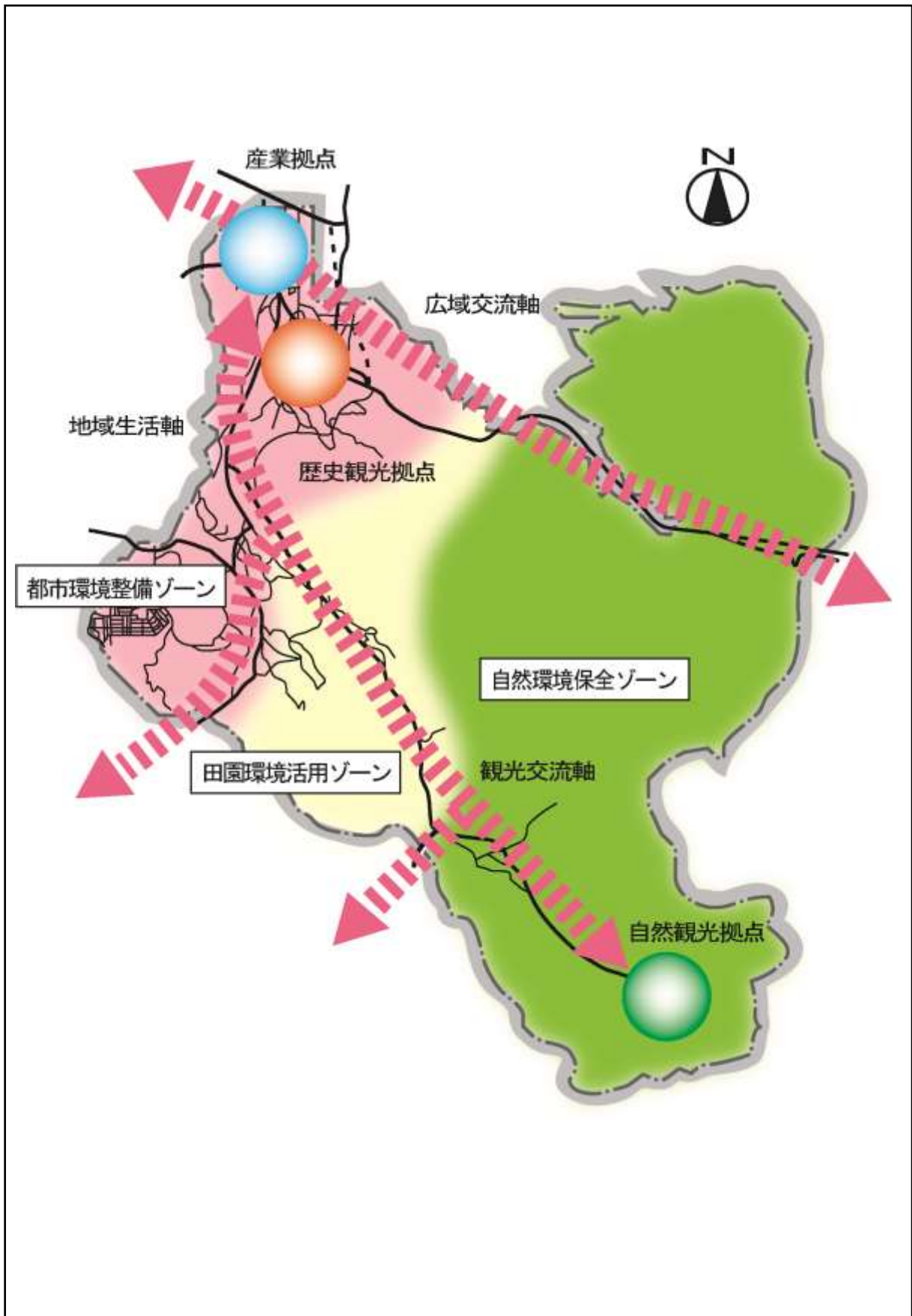
都市軸……………道路等、物や人の流れの中心となるもの

- ・広域交流軸…国道309号（河南赤阪バイパスを含む）を中心とする大阪府中央部と奈良県御所市方面を結ぶ広域軸
- ・観光交流軸…本村に点在する観光施設及びレクリエーション拠点を結ぶ主に府道富田林五条線を中心とする都市軸
- ・地域生活軸…本村の北部市街地と西部市街地を結ぶ連絡道路で、都市環境整備ゾーンの骨ともなる基本軸

拠点地区……………観光、交流、行政、歴史等のある地区として位置付けられるもの

- ・産業拠点……………大森地区・森屋北西部地区等の工業や商業といった都市機能の集積を目指す拠点
- ・歴史観光拠点…楠木正成にまつわる歴史資源が集積する地区で、交流人口^{*}の増加を目指す拠点
- ・自然観光拠点…金剛山登山口及びまとまった既存施設の跡地等で、宿泊施設、レクリエーション施設、飲食施設、研修施設等の観光振興を目指す拠点

■将来都市構造図



第5章 全体構想

5-1 土地利用方針

村内の適地において、秩序ある開発を誘導し、活力ある市街地と良好な景観を基調としたむらづくりのため、以下のとおりゾーニングを設定し、土地利用を図ります。

さらに、市街化調整区域においては、土地利用計画制度を柔軟に活用することにより、集落機能を維持し地域の活性化する取組みを計画的に進めます。

(1) 都市環境整備ゾーン

市街化区域を中心とした市街地では、住宅、商業、工業地域の適正な土地利用を図ります。また、本村北部の産業拠点やシビックセンター*地区及びその周辺の既存集落地区を含む一帯を「北部市街地」とし位置付け、本村の中心市街地として形成を図る一方、小吹台団地の既存住宅区を「西部市街地」として位置付け、まとまった良好な戸建住宅地区として維持に努めます。

さらに、市街地周辺などの適地においては、秩序ある開発を誘導し、活力ある市街地と、良好な景観を基調としたむらづくりに努めるとともに、集落コミュニティの活力維持を図ります。

(2) 田園環境活用ゾーン

市街地周辺の田園地域は、棚田などの農山村風景が息づいていることから大都市圏にありながら心やすまる空間を有しています。

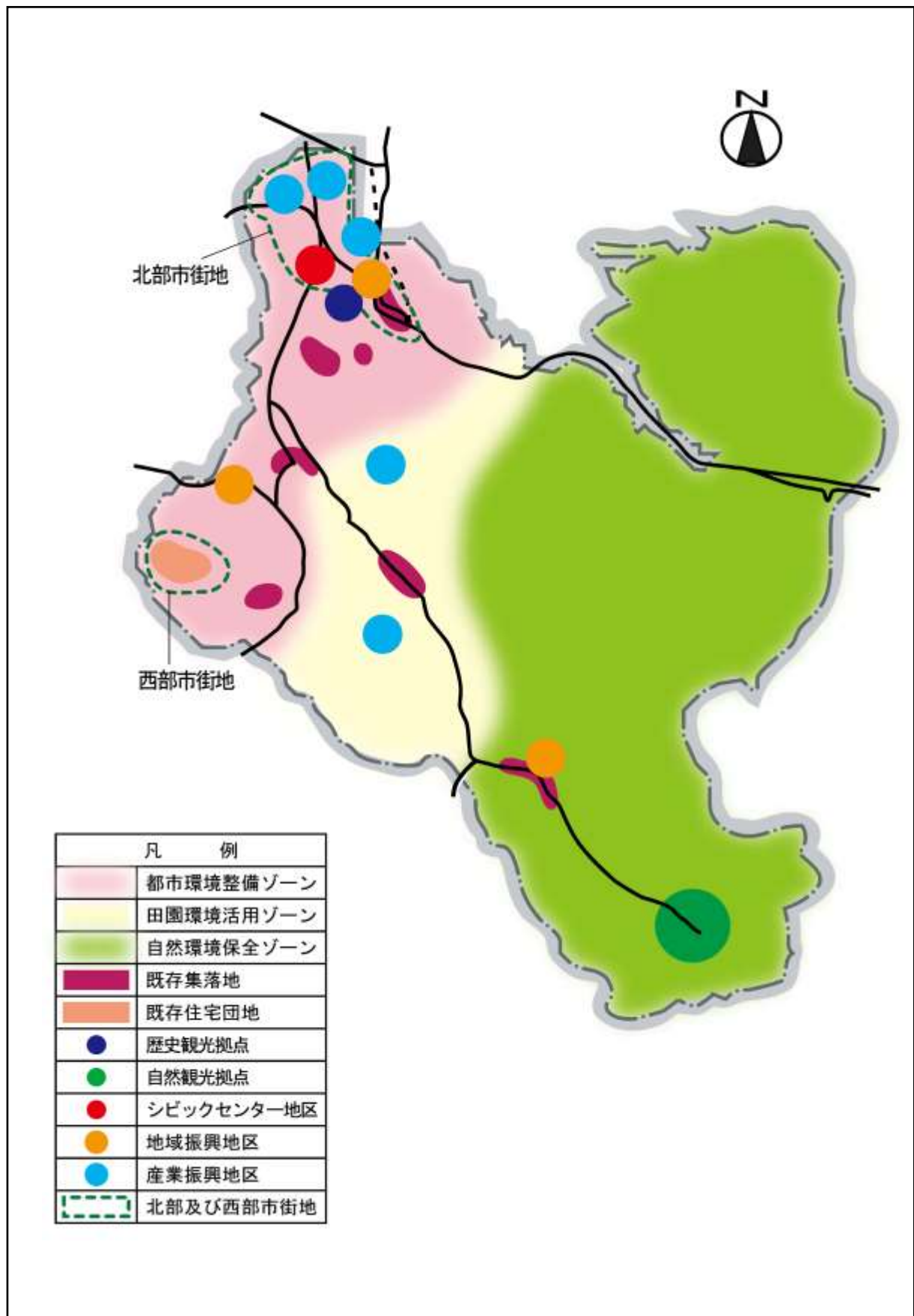
これらの地域においては、既存集落地を中心に農業や自然との調和のとれた居住空間の形成と産業振興を図るとともに、都市住民が農村風景の中で散策したり、農業体験や森林浴など澄んだ空気を体感できる田園環境づくりに努め、集落コミュニティの活力維持を図ります。

また、間伐材の活用や田園の防災面でのオープンスペース*として活用等により、都市環境整備ゾーンの各機能との連携を図ります。

(3) 自然環境保全ゾーン

山林地帯は、地球環境保全の観点から、水源かん養*や森林保全を目的として、良好な自然環境の維持・保全を図るとともに、豊かな森林資源の活用を図ります。また、金剛生駒紀泉国定公園指定地域においては、自然環境を生かした都市住民の自然体験や自然レクリエーションゾーンとして形成を図るとともに、既存集落においては、集落コミュニティの活力維持を図ります。

■土地利用方針図



5-2 都市基盤施設の整備方針

村の地域構造を支える骨格として位置付けられている道路、公園、下水道等の整備について以下の方針を設定します。

(1) 道路交通の整備方針

道路整備にあたっては、円滑で有機的な都市交通の確保とともに、福祉のまちづくり*にも配慮します。また、歩道の設置や道路植栽等、日常生活の安全性・利便性を考慮した交通対策を進めます。さらに、高齢者等の移動を容易にする公共交通の充実に努めます。

具体的には以下のような方針を設定します。

①軸道路の設定

○村北部から西部に連なる都市環境整備ゾーン内の一連の道路を地域生活軸道路として設定します。

この地域生活軸は、本村内にある2つの大きな市街地のまとまりを連絡するものです。

○国道309号は、大阪府と奈良県を結ぶ広域幹線道路であり、また本村と近隣諸都市とを結び通勤、通学、買い物、レクリエーション利用に供される交流道路です。このため当該道路を広域交流軸道路として設定します。

○本村に点在する観光施設及びレクリエーション拠点を結ぶ主要道路である府道富田林五条線を観光交流軸道路として設定します。

②広域交通とのネットワークの形成

○国道309号河南赤阪バイパスの整備促進により、国道170号（大阪外環状線）や近畿自動車道とのアクセスの向上及び奈良方面との交通利便性の向上を図ります。

○円滑な交通を確保するため、村内の急カーブや幅員が狭小な国道、府道の整備を促進します。

○交通量の増加が見込まれる国道309号に対処する地域幹線道路、生活道路の整備を進めます。

○くすのきホール、郷土資料館、楠公誕生地など人の集まる施設が集中している「道の駅一ちはやあかさか」周辺への交通アクセスの向上を図ります。

③村内の地域間を連絡する道路整備

○集落間を結ぶ村道の拡幅・改良を推進します。

○開発がなされる場合は、それに合わせて道路整備を促進します。

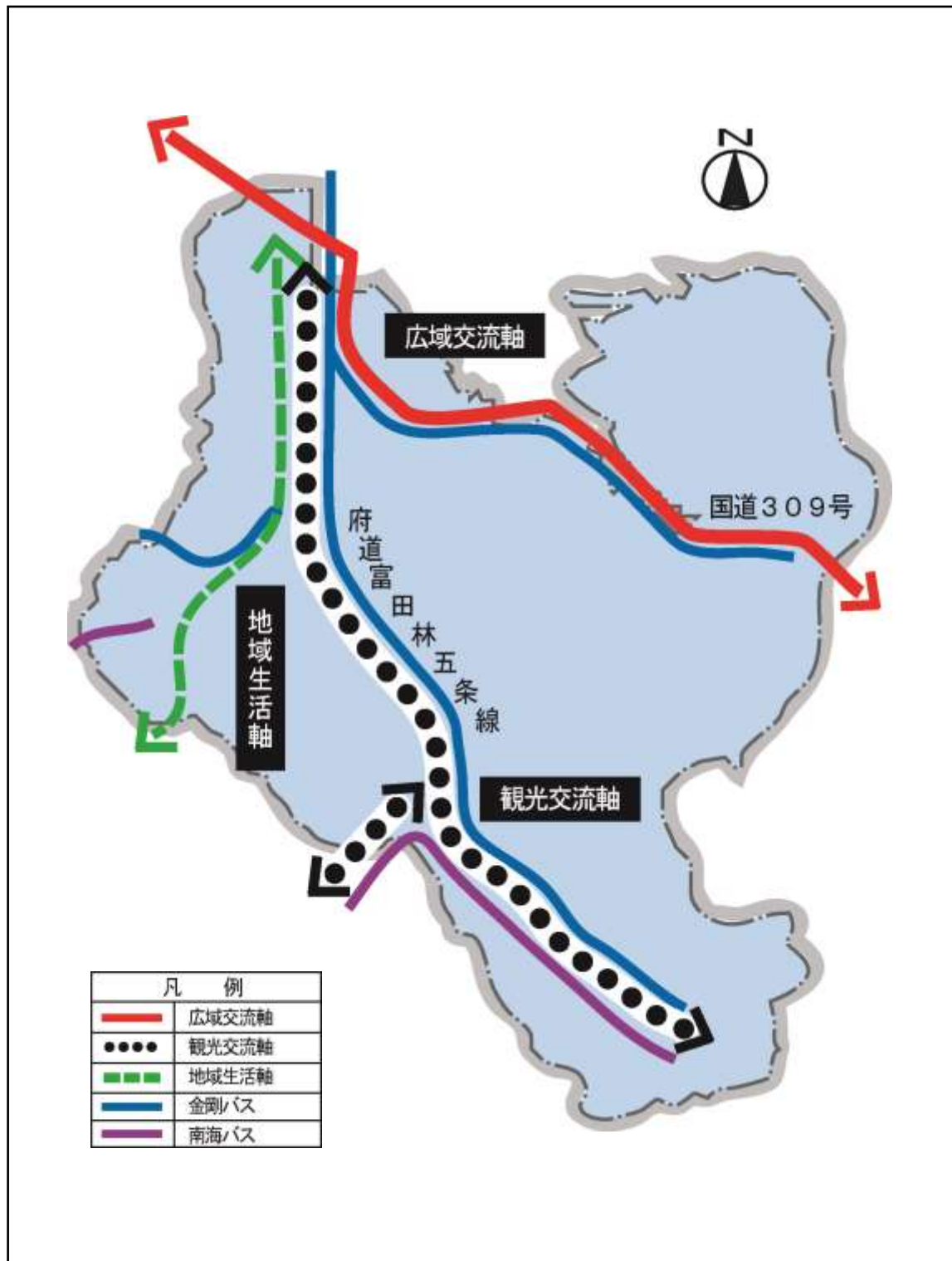
④生活道路の整備

○市街地・集落地内の生活道路については、交通安全施設の整備等、住民の安全性や利便性を向上させるための改良などに取り組みます。

⑤村外と連絡する公共交通の充実

- 近鉄富田林駅、近鉄及び南海河内長野駅へのバスの運行の増便や運行時間の延長、新たな路線設定などについてバス会社等と連携し、バス交通の充実に努めます。
- 高齢者をはじめ村民の村内外への移動の利便性向上を図るため、NPO 法人等によるコミュニティバス*や乗合タクシーの導入に向け調査等を実施します。

■軸道路配置図



(2) 公園・緑地の整備方針

1) 施設緑地と地域制緑地の整備方針

公園・緑地の整備に関しては、土地の権原が公共にある「施設緑地」と、土地の権原は公共にないが法規制によって制度上、緑地の永続性を担保しようとする「地域制緑地」の2つに区分できます。

それぞれの整備方針は以下のとおりです。

①施設緑地の整備方針

施設緑地については交流人口、環境共生*、福祉のまちづくりに留意しつつ次のような方針を設定します。

- 村内の計画的な緑地の確保を行うため、公園や緑地については、都市施設として整備に努めます。
- 今後予想される市街地開発事業等の施行にあたっては、公園・緑地等を都市施設として一体的に整備を図ります。
- 本村に多く分布する楠木正成等の歴史的遺産やレクリエーション施設については、広く地域の人々の利用できる施設として整備に努めます。

②地域制緑地の整備方針

地域制緑地については、本村の緑地の広域的位置付け等を踏まえて、次のような方針を設定します。

- 近郊緑地保全区域は、住民の健康保持増進、環境保全のため関連諸法の運用により、その保全に努めます。
- 金剛生駒紀泉国定公園については、府民等に身近に利用される公園として保全、整備、活用を促進します。
- 集落地周辺及び山麓地の農地については、その多面的機能に着目し農振・農用地区域での農業振興により保全に努めます。
- その他の樹林地の区域については、保安林、地域森林計画対象民有林*を保全します。

2) 公園整備の方針

①住民生活に密着した公園の整備

○住民が日常的に利用でき、災害時には集落内の一時的避難地として活用できる公園の整備に努めます。

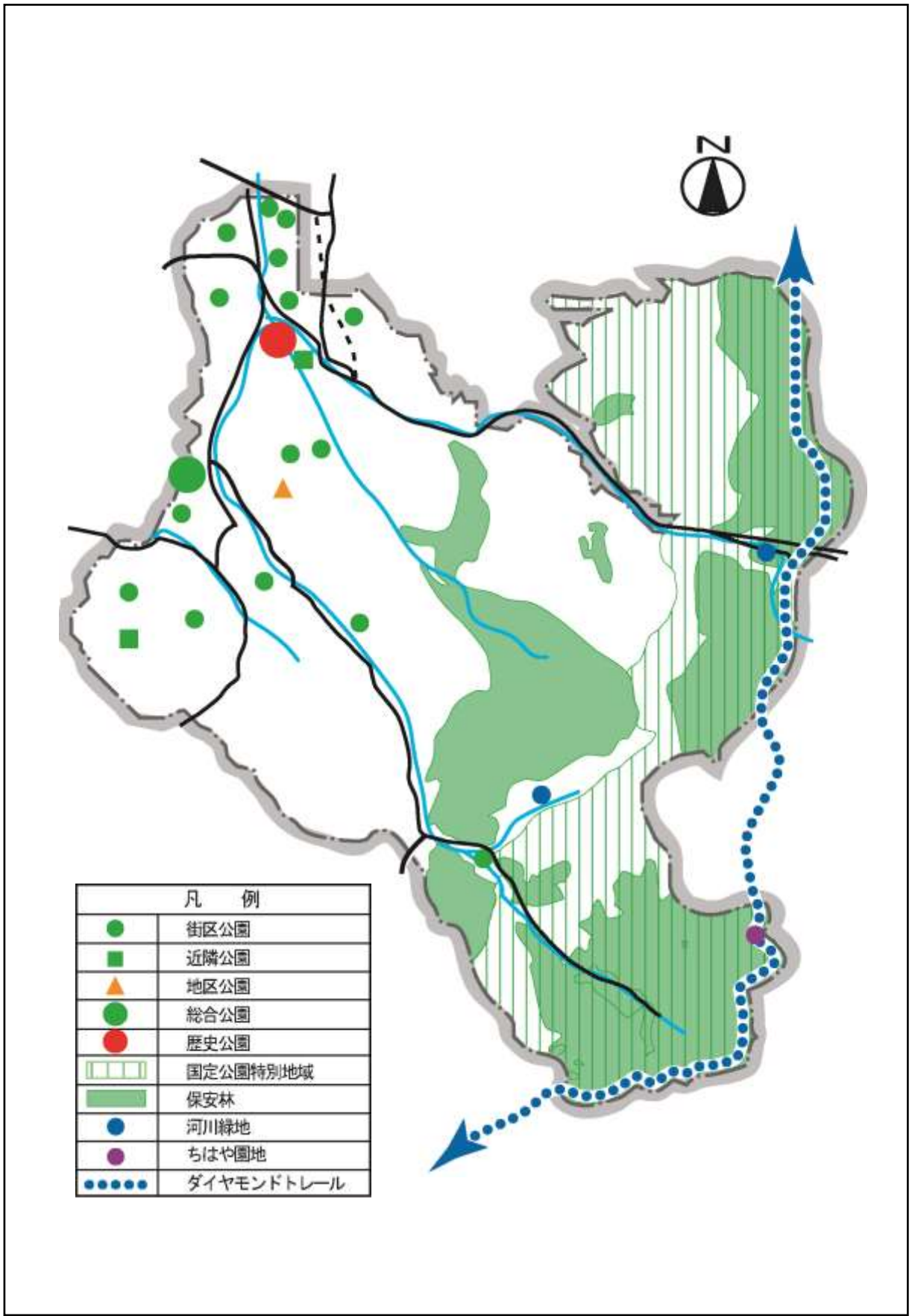
②豊かな自然環境と調和した公園の整備

○豊かな自然環境を生かし、住民のさまざまなニーズに対応できる大規模で緑豊かな公園整備を検討します。

③緑のネットワークの形成

- 公園と公共施設・観光施設を結ぶ道路の緑化や、緑地整備を進め、村全体での緑のネットワークの形成を図ります。
- 金剛葛城山系の稜線を縦走するダイヤモンドトレール*や府民の森ちはや園地*の利用を広く広報します。

■公園・緑地整備方針図



(3) 下水道の整備方針

本村においては、全村水洗化を進めるため、平成4年度に「公共下水道全体計画」*を策定し、平成22年3月に改定しました。その中で計画処理区域面積371haを定め、大和川下流東部流域関連公共下水道として、下水道整備を進めています。

本村は、市街地が連担している区域があるものの、概して小規模集落地が点在しています。このような本村の実情を踏まえ、以下のような整備方針とします。

①公共下水道による整備

○大和川下流東部流域下水道(千早赤阪幹線)の整備に合わせ、北部地域、小吹台とその周辺及び南部地域の流域幹線沿いの比較的平坦な区域については、公共下水道の整備を引き続き行います。

②個別合併処理浄化槽による整備

○公共下水道処理区域以外の区域においては、個別合併処理浄化槽によって整備を行います。

(4) 河川の整備方針

①河川の改修

○本村の実情に応じた総合的な治水対策を図るため、一級河川*の千早川及び水越川の改修促進を図り、その他河川については、河川環境や河川景観を考慮し、必要に応じ改修の検討をします。

(5) 上水道の整備方針

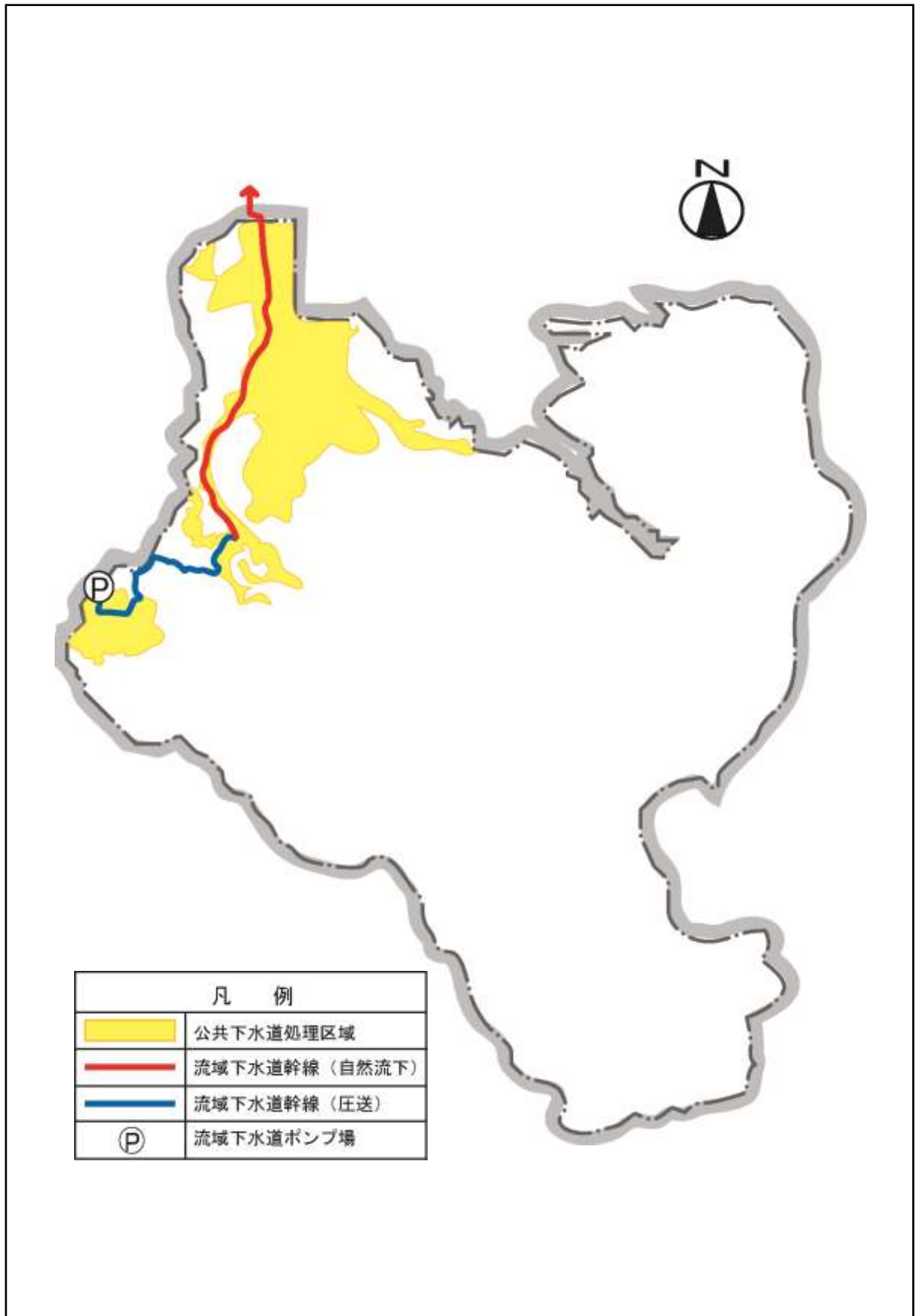
①安定した水の供給

○水道施設の整備や老朽化施設の更新・補強などを進め、安全で災害に強い水道施設の構築とともに、新たな水需要に対しては水源を確保し、安全でおいしい水の安定供給を図ります。

②水道事業の健全な運営

○経営の効率化を進め、健全で安定した財政運営に努めます。

■公共下水道整備計画図



5-3 自然環境保全の方針

本村は村域の約80%が山林、約10%が農地となっており、緑に係る豊富な自然環境が存在しています。

これらの自然環境の保全の方針を以下のとおり設定します。

1) 近郊緑地保全区域及び国定公園に指定されている緑の保全・活用

- 金剛生駒紀泉国定公園の中心に位置する金剛山の自然の保護を図る一方、自然観光拠点としてレクリエーションや自然学習の場としての充実整備を図り、交流人口の増加に努めます。
- 農村風景を楽しんだり、楠公さん*の足跡をめぐったり、金剛山の自然を満喫したりできるハイキングコースや広場などの整備に努めます。
- 住民主体の緑化活動を促進し、村を訪れる人たちにとって村全体が憩いとやすらぎの場となるよう、「村全体の公園化」を進めます。
- 金剛山一帯に生息する動植物の生息分布の把握に努め、クリンソウなどの貴重な植物の保護や野生動物の生息空間の保全・拡大を図ります。

2) 保安林、地域森林計画対象民有林などに指定されている緑の保全

- 本村の一部の山林は保安林に指定され、村内だけでなく広域的に影響を及ぼす保水機能・水源かん養機能や保健休養機能などを有していることから、より自然度の高い広葉樹林や照葉樹林*の保全・拡大を進めます。また、人工林の適切な維持・管理を進めます。

3) 農振・農用地などの優良農地の保全

- 関係諸法の運用及び農業振興地域整備計画との整合に努めながら、農振・農用地の保全・活用を図ります。
- 自然環境だけでなく農村景観としても優れている棚田を都市住民との交流の場としての活用を含め、保全・整備に努めます。

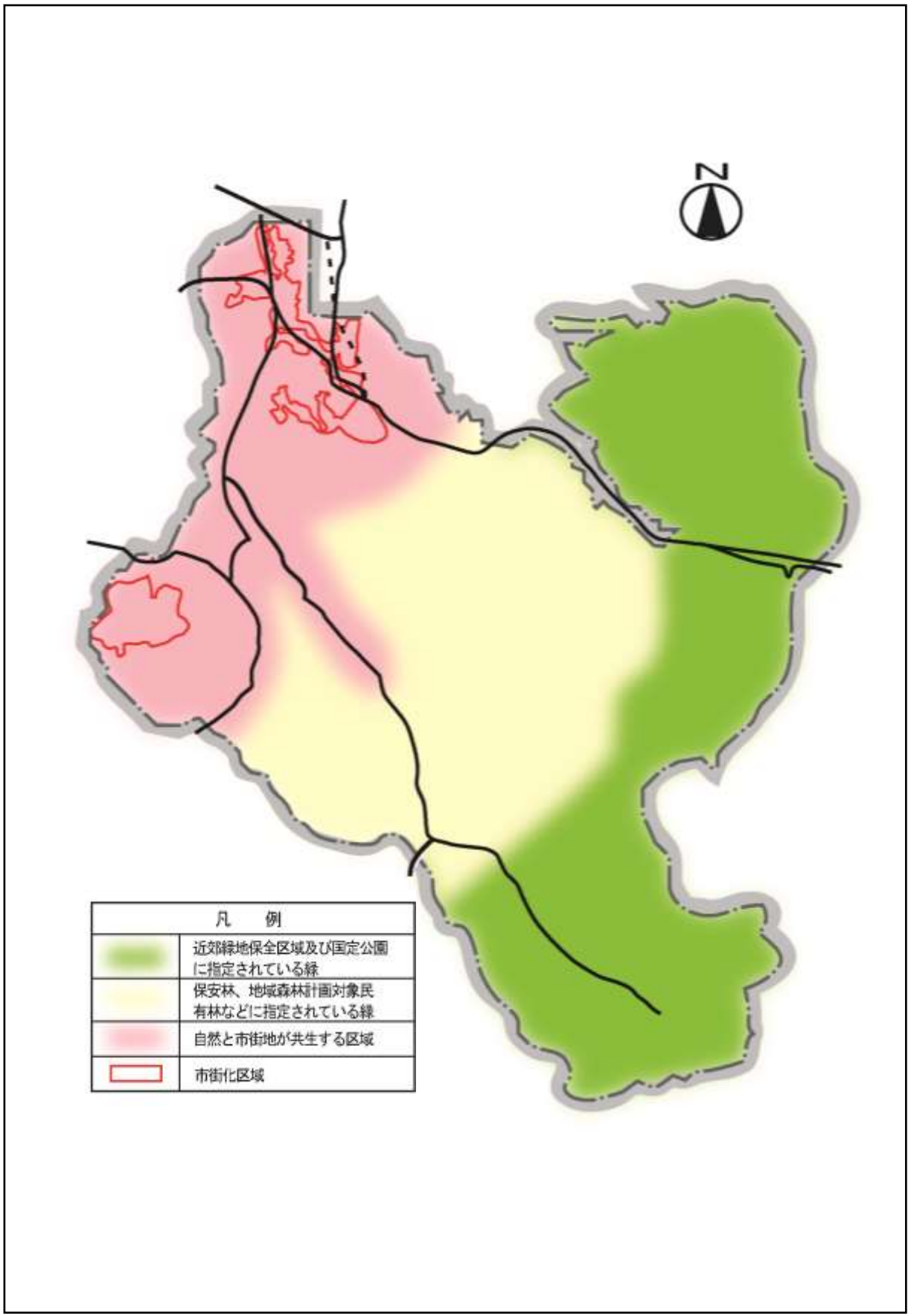
4) 自然と市街地が共生する区域の整備

- 快適な農村生活や都市生活が送れるよう、住宅地や産業用地内外の身近な自然の保全育成を図ります。
- 環境保全に関する条例制度や協定締結によって、自然と市街地の共生を継続的に確保していきます。

5) 環境学習*の充実

- 多くの野生動物が生息している金剛山一帯を、環境学習の場として活用します。
- 金剛山上に設置されている「ちはや星と自然のミュージアム」をはじめとした学習環境の整備を進めます。
- 都市住民が自然に親しみ、ふれあえる自然体験型の拠点施設としての自然観察施設の充実に努めます。

■ 自然環境保全の方針図



5-4 景観形成の方針

本村の景観を、その特質とまちづくりの方向を踏まえて区分すると、村の西側に連なり市街地がまとまっている地区での「都市景観」、金剛葛城山系からその山麓に広がる「自然景観」そして、その間の丘陵部に広がる「田園景観」があります。

一方、本村内のハイキング道や幹線道路として周辺市町ともネットワークする「線的景観」点在する史跡、文化財といった「点的景観」、を抽出することができます。

これらを踏まえて、本村における景観形成の方針を以下のように設定します。

(1) 面的な景観

1) 都市景観

- 本村内の既成市街地においては、周辺の自然景観や農住景観と調和した都市景観の形成を図ります。
- 小吹台団地の低層住宅に係る落ち着いた住宅地景観の保全を図ります。

2) 田園景観

- 本村内においては、農家集落が果樹園や田畑の中に点在しており、これらの風景は、のどかで落ち着いた村の景観を呈しています。これらの山間型の農村集落景観は、周辺都市にないものであり、農業振興地域整備計画との連携により、本村の特色ある景観として保全を図ります。
- 大阪ミュージアム構想*の推進等により、本村の農村景観の特色をなしている棚田の景観を保全します。
- 集落地周辺の山林を、日常生活に身近な景観として保全します。
- 農村景観と調和した良好な既存集落の整備を図ることによって、田園居住的な景観形成に努めます。

3) 自然景観

- 本村の景観形成の基本となっているものは金剛葛城山系であり、山裾から見上げる景観、山上から望む眺望は雄大です。この自然景観については、近郊緑地保全区域等によって、継続的に保全を行います。
- 本村の後背をなす山林を、本村の山なみ景観を形成する緑として保全します。

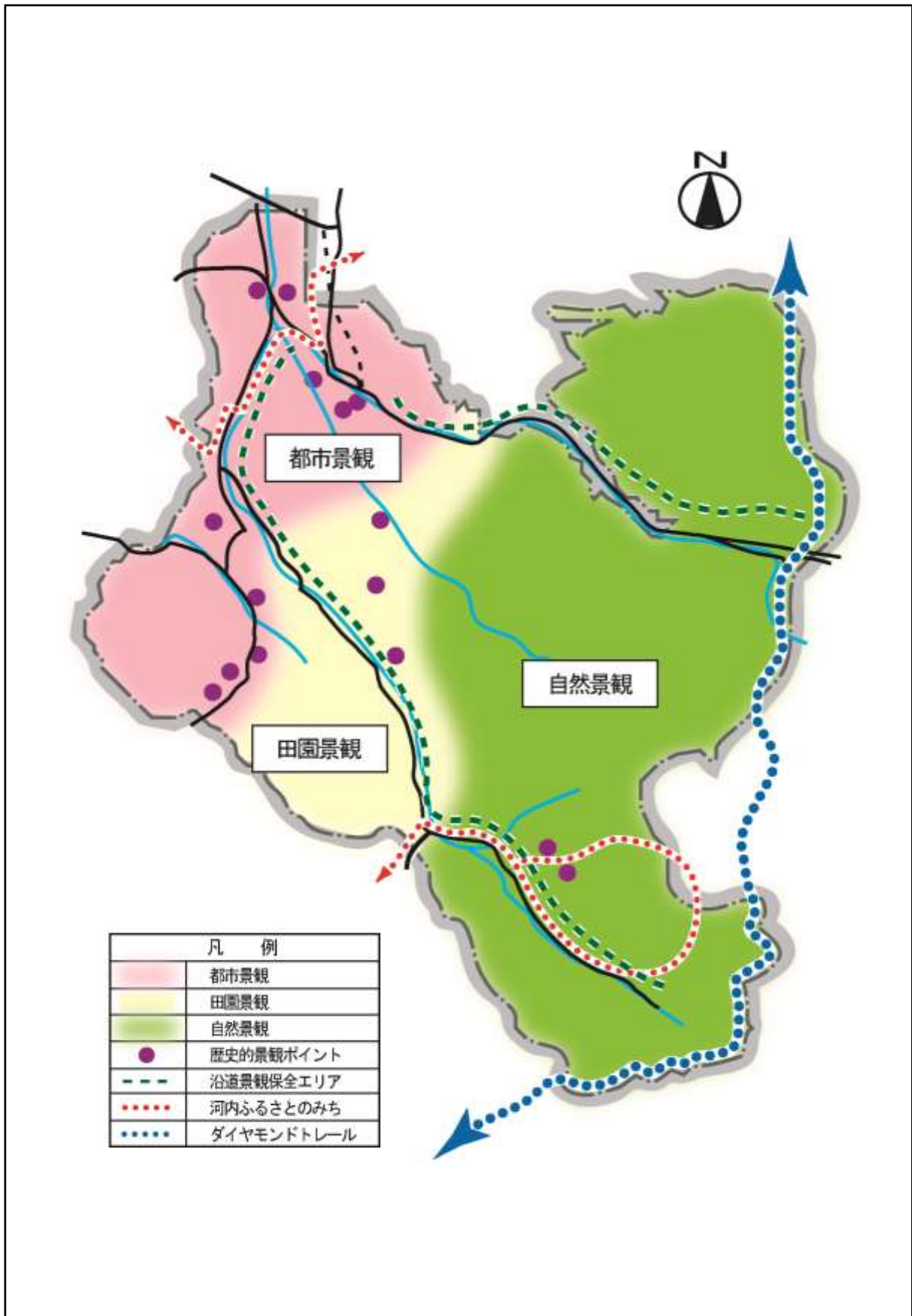
(2) 線的景観

- 国道 309 号、府道富田林五条線沿いの自動車利用者等の人目にふれやすい沿道景観の整備保全を図ります。
- 金剛葛城山系を貫く「ダイヤモンドトレール」については、緑の自然の中の広域ネットワークとして保全、整備を図ります。
- 周辺の風景に溶け込む田園地帯や住宅地など都市的土地利用の中を流れる河川を、観光客や日常生活を営む住民などの心を潤す水辺景観として保全します。

(3) 点的景観

- 本村は古くからの歴史のあるまちであり、文化財等も数多く存在しています。歴史観光拠点の一つとして楠木正成ゆかりの神社や史跡等も多く分布していることから、付近の山林を歴史観光拠点として一体的に景観保全をします。

■都市景観形成方針図



5-5 市街地整備・地区形成の方針

(1) 都市環境整備ゾーン

都市環境整備ゾーンは北部市街地と西部市街地及びその他の区域に大きく分けることができます。

1) 北部市街地

- 既存集落地区においては、集落コミュニティを保全しながら、集落環境の整備を図ります。
- 市街化区域内に介在する空閑地は開発許可制度*の適切な運用、地区計画制度*の活用等によって、計画的な市街地整備を誘導します。
- 市街化調整区域では、本村が定めた市街化調整区域の地区計画の指針に基づき、地域の現状や特性を踏まえた秩序ある土地利用の規制・誘導を行い、既存集落の活力維持や産業地区・歴史観光地区の形成のため地域振興・産業振興の推進を図ります。
- 既存集落内の住宅地の間に散在する小規模な工場については、用途地域や地区計画制度の活用により適正な土地利用を誘導します。

2) 西部市街地

- 既存住宅団地においては、地区計画等の適切な運用により、既存の良好な戸建て住宅地環境の保全を図ります。

3) その他の区域

- 市街化調整区域が主である本区域では、本村が定める市街化調整区域の地区計画の指針に基づき、地域の現状や特性を踏まえた秩序ある土地利用の規制・誘導を行い産業振興の形成を図るとともに、既存集落地内の空き家や集落地に隣接または近接した空き地等を利活用することで、集落コミュニティの活力維持を図ります。

(2) 田園環境活用ゾーン

既存集落地を中心に農業と自然との調和のとれた居住空間の形成を図る田園環境活用ゾーンにおいては、既存集落地内の空き家や集落地に隣接または近接した空き地等を利活用することで、集落コミュニティの活力維持を図ります。

また、農業や自然との調和のとれた居住空間の形成を図り、さらに都市環境整備ゾーンの補完として、本村が定める市街化調整区域の地区計画の指針に基づき、地域の現状や特性を踏まえた秩序ある土地利用の規制・誘導を行うとともに産業振興を推進します。

(3) 自然環境保全ゾーン

山林地帯の良好な自然環境の維持・保全や都市住民の自然体験や自然レクリエーションゾーンとして形成を図る自然環境保全ゾーンにおいては、自然環境拠点中心として、本村が定める市街化調整区域の地区計画の指針に基づき、地域の現状や特性を踏まえた秩序ある土地利用の規制・誘導を行い、さらに、豊かな森林資源を活用し林業振興をはじめとした地域振興を推進します。また、既存集落地内の空き家や集落地に隣接または近接した空き地等を利活用することで、集落コミュニティの活力維持を図ります。

5-6 住環境整備の方針

1) 既存集落地の整備

- 既存集落地においては、生活道路の整備、公園の整備及び下水道の整備等を通じて、集落住民が快適に生活できるように生活環境整備を推進します。
- 都市住民の居住を想定した空家民家や農園付住宅の活用などによって、地域の活性化を図ります。
- 市街化調整区域の既存集落及びその周辺においては、開発許可制度や地区計画制度等の活用により、良好な住宅地形成を図ります。

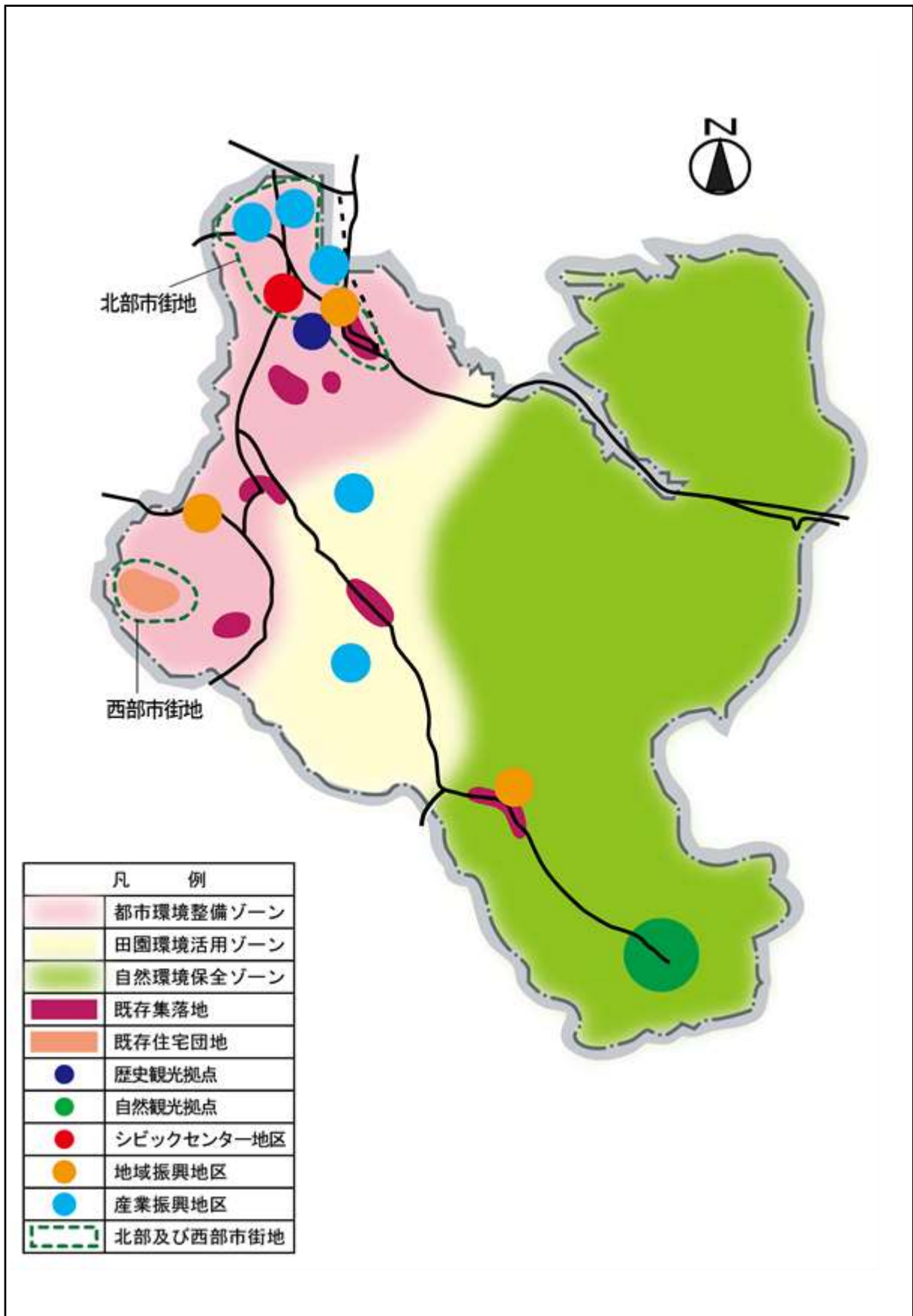
2) 既存住宅団地の保全

- 小吹台団地は計画的に開発された戸建住宅地であり、良好な住環境の保全が課題となっています。このため地区計画等の適切な運用によって、これらの良好な住環境を保全します。
- 耐震対策の促進や既存施設のコミュニティ施設としての活用など小吹台団地のまちの再生を検討します。

3) 空閑地の小規模計画的住宅地開発の誘導

- 市街化区域内の空閑地については、生活道路や小公園の整備を伴った計画的な小規模住宅地開発を誘導します。

■住宅・市街地整備方針図



5-7 都市防災の方針

1) 避難所、避難路の整備

- 本村では集落が点在していることから、集落単位で避難所を指定しており、そのカ所数は現在 22 カ所となっています。このため、災害時にも十分対応できるように、それぞれの集落での施設の充実整備を図ります。
- 地域防災計画*に基づき、避難所や避難路等の確保や整備充実を行います。
- 村有の公共施設だけでなく民間等所有の施設についても、関係者の協力により、災害時の避難所等として利用を図ります。

2) 防災対策事業の推進

- 村内の土地利用現況や土地利用規制を踏まえて、防災上も安全な土地利用の誘導に努めます。
- 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域等の土砂災害危険カ所における防災事業を促進します。
- 地滑り防止、がけ崩れ、土石流等の危険防止対策の視点から、山林を緑地として保全します。
- 村内の土砂災害の発生の危険のある区域において、砂防工事を促進します。

3) 都市防災化の推進

- 災害に強いまちづくりを目指し、都市計画に基づく建築・開発指導の充実に努めるとともに、オープンスペースや幹線道路の整備を図ることにより、都市環境の整備、防災対策の改善を図ります。
- 新たな公共公益施設を整備する際には、災害発生時に備え、広域的な避難所としての機能を考慮した整備に努めます。
- 災害時の一時的な避難地になるよう、市街地・集落地内やその周辺において、公園や広場などのオープンスペースの確保に努めます。
- 保安林や農用地などの地域制緑地の保全・整備を図ります。
- 既設の公共公益施設については、安全性の向上を図るとともに、災害救助用物資などの備蓄が出来るように耐震化*を図ります。
- 阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を生かし、老朽化した建築物の耐震化を図ります。
- 準防火地域*の指定などにより、高建ぺい率市街地の火災の延焼防止・遅延を図ります。
- 村内の集落単位で、災害に強い安全・安心のまちづくりの推進を図ります。

4) 緊急時、災害時における適切な情報の確保・伝達

- 緊急時や災害時に適切な情報を確保するとともに、迅速に住民に伝達できるよう、通信手段として同報系防災行政無線*の早期整備を行います。

5) 自主防災意識の啓発

- 住民が突発的な災害に対して自主的に対処できるようハザードマップ*の作成、緊急時に備えた心構えの啓発、防災教育、防災訓練を行います。
- 自主防災組織*が設置されていない地区について、組織化を促進します。

5-8 福祉関連施設等整備の方針

1) 保健センター、診療所の運営

○保健センター及び国民健康保険直営診療所は、地域保健サービスの拠点、地域医療の中核的施設として運営します。

2) 高齢者のための施設確保

○特別養護老人ホーム^{*}、老人保健施設^{*}、ケアハウス^{*}等は、本村での必要量を南河内圏域内で確保することに努めます。また、介護予防の拠点を整備し、居宅でとじこもりがちな高齢者の外出の機会を図る施設の整備に努めます。

3) 子育て環境の充実

- 子どもたちの個性を伸ばせる学校、地域における教育施設の整備、子どもが戸外で安全に遊べる施設の整備等子育て環境の充実に努めます。
- 子育て期の親が、安心して子育てできる保育施設や子どもの一時的預かりなど子育てサポート施設の充実に努めます。
- 地域全体が協力して子どもを見守り、健やかに育てられる近隣コミュニティの充実に努めます。

4) 公共施設の整備における方針

○福祉施策を目的とする施設だけでなく、公共施設の整備においては、道路、通路の段差解消、点字ブロックの設置、身体障害者用トイレの設置等を行うほか、既存施設についてもスロープ、手すりを設けるなど福祉的対応に配慮します。

5) 保養・学習・研修施設の整備促進

- 村の自然・歴史資源等に多くの府民が接し、精神的、肉体的な健康増進を図ることに資するため、村内の適地において保養・学習・研修施設の誘致を促進します。
- 研修施設については、地域住民の学習・文化活動、研修等の利用にも供することができるよう設置者の協力を求めます。

第6章 まちづくりの進め方

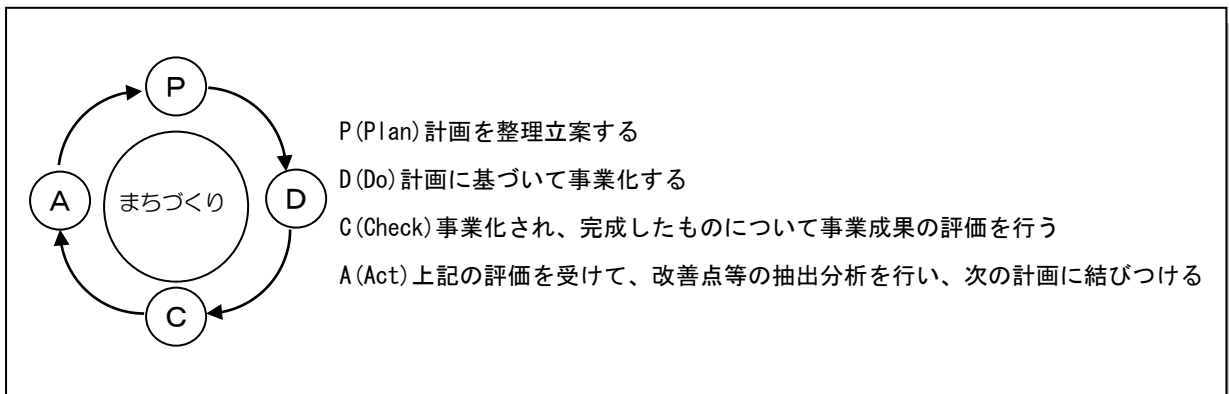
まちづくり活動における管理業務を円滑にするための手法のひとつとして、P（計画）→D（実行）→C（評価）→A（改善）サイクルが、まちづくり活動においても注目されています。

このサイクルは、1周ごとにスパイラルアップして、継続的に事業改善を図っていかうとする手法です。

このような手法導入によって、事業が平面的、単純的なくり返しになるのではなく、より良い質の高いまちづくりに結びついていくといえます。

このため、行政・住民・事業所などと連携を図り、この計画にあげられた諸施策の実施状況、目標の推移を把握し、定期的にとりまとめ、ホームページなどにより広く住民に公表、進行管理を行います。

■ PDCA サイクルによるまちづくりの推進



あ行

●一級河川 (P.36)

国土の保全または国民経済上、特に重要な水系で、河川法によって指定された河川。国土交通大臣が管理に当たり、一部区間は都道府県知事に委任する。

●NPO 法人 (P.24)

平成 10 年 (1998) 施行の「特定非営利活動促進法 (NPO 法)」により法人格を認証された民間非営利団体。医療・福祉、環境、文化、芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権、平和、教育、女性などの、あらゆる分野における営利を目的としない民間の組織。法的には「特定非営利活動法人」という。

●オープンスペース (P.30)

都市やマンションの敷地内等において、建物が建っていない緑地や空き地のこと。遊び場や遊歩道など、憩いの場として活用されることが多い。

●大阪ミュージアム構想 (P.40)

『「明るく」「楽しく」「わくわく」するまち・大阪』を実現するため、全体を「ミュージアム」に見立て、魅力的な地域資源を発掘・再発見し、磨き・際立たせ、結びつけることにより、大阪の魅力を内外に発信しようとする構想。

か行

●開発許可制度 (P.42)

開発行為をしようとする者は、都市計画法第 29 条に基づいて、あらかじめ国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならないとする制度。市街化区域及び市街化調整区域の区域区分 (いわゆる「線引き制度」) を担保し、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を目的としている。

●河内ふるさとのみち (P.41)

南河内地域の魅力的な圏域づくりをめざし、豊かな歴史文化遺産や自然環境を活かしながら、ふれあいやレクリエーションの場を提供するため南河内地域広域行政推進協議会 (平成 23 年 (2011) 3 月末解散) が設定した自然と歴史の散歩道。

●簡易水道 (P.18)

計画給水人口が 101 人以上 5,000 人以下の水道。

●環境学習 (環境教育) (P.38)

環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習。

●環境共生 (P.34)

地球環境の維持・保全と社会の発展を両立させようとする考え方。

●急傾斜地崩壊危険区域 (P.12)

傾斜度が 30 度以上かつ斜面の高さが 5 メートル以上のカ所のうち、保全対象人家が 5 戸以上、または 5 戸未満でも官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある地区で、一定の行為を制限する必要がある地区について都道府県知事が指定する区域。

●協働 (P.21)

同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。

●近郊緑地保全区域 (P.12)

良好な自然の環境を有する緑地を保全するため、国土交通大臣により指定される区域。首都圏近郊緑地保全法 (昭和 41 年 (1966)) に基づき指定されたものと、近畿圏の保全区域の整備に関する法律 (昭和 42 年 (1967)) に基づき指定されたものがある。指定された緑地の管理 (行為規制、土地の買い上げ等) は都道府県 (一部は市町村) が行う。

●楠木正成 (P.4、P.38)

鎌倉時代～室町時代に活躍した武将。後醍醐天皇に合せて、千早赤阪の地に城塞群を築き挙兵、元弘 2 年 (1332) の千早城での戦いにおいて籠城戦を展開、この間に鎌倉幕府が滅亡する。建武 3 年 (1336) に湊川で足利軍と交戦するが、敗れて自害する。

なお、明治・大正・昭和初期頃にかけては、時代の潮流に乗じ、教科書等にも忠臣として記述され、全国的にその名が知られることになる。村民は親しみを込めて「楠公さん」と呼んでいる。

●ケアハウス (P.47)

自立した生活ができるよう居住性を強めたタイプの老人ホーム。車椅子での生活も可能になっており、食事や入浴・介護サービスを外から受けることもできる。平成元年 (1989) に創設された。

●公共下水道・流域関連公共下水道 (P.16)

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの(下水道法第2条第3号)。終末処理場を有するものを単独公共下水道、流域下水道に接続するものを流域関連公共下水道といい、この他市街化区域以外に設置される特定環境保全公共下水道、特定の事業活動に対応して整備する特定公共下水道がある。

●公共下水道全体計画 (P.16)

将来市街化が予想される区域を公共下水道区域と定め、将来人口・汚水量等から管路などの施設を計画したもの。

●交流人口 (P.28)

定住人口といわれる住所地人口とは異なり、通勤・通学、文化、スポーツ、買い物、観光など人々の交流によりその地を訪れた人口をいう。

●国定公園 (P.12)

国立公園に準ずる自然の景勝地として、自然公園法に基づいて指定された公園。環境大臣が指定し、都道府県が管理する。

●国道309号(河南赤阪バイパス)(P.1)

河南町から本村に至る延長 2.6 kmの国道309号のこと。

●国道309号水越トンネル (P.4)

平成9年(1997)5月に国道309号に開通した、本村と奈良御所市の境にあるトンネルのこと。

●個別合併処理浄化槽 (P.16)

し尿と台所、風呂、洗濯、洗面所などの生活雑排水をあわせた生活排水を処理する浄化槽。単独処理浄化槽と比べてはるかに処理能力が高く、下水道の終末処理場と同等の放流水質にすることが可能である。

●コミュニティバス (P.33)

一定の地域内を、その地域の交通需要に合わせて運行するバス。小型バスで住宅地の内部まで入ったり、公共施設を結ぶなど、通常の路線バスではカバーしにくいきめ細かい需要に対応するためのもの。多くは地方自治体の補助によって運営される。

さ行

●砂防指定地 (P.12)

砂防法(明治30年(1897)法律第29号)第2条に基づき建設大臣が砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として指定した土地をいう。

●自主防災組織 (P.46)

防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織。災害対策基本法第5条二項において規定されている。

●指定管理者制度 (P.25)

体育館や図書館など地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置した公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度。民間の活力を導入し自治体の経営改善を図る目的で、平成15年(2003)の地方自治法改正に伴い導入された。指定管理者は、条例に基づいて、施設の利用料金を収受・変更することができる。

●シビックセンター (P.30)

公共施設など、コミュニティの構成員が社会的または文化的活動のために集まる施設。

●修験道 (P.4)

特定教祖の教説にもとづく創唱宗教とは違い、山岳修行による超自然力の獲得とその力を用いて呪術宗教的な活動を行うことを旨とする実践的な儀礼中心の宗教。靈験を得るための山中の修行と加持・祈祷・呪術儀礼を主とする。日本古来の山岳信仰と後に日本にもたらされる、密教・神道・道教・陰陽道などと融合しそれぞれに発展していった宗教。

●住区 (P.3)

住宅市街地の単位で、1ha当たり80人から300人を基準として6,000人から1万人が居住することができる地区。

●準防火地域 (P.46)

都市計画で指定される、火災を防止するために比較的厳しい建築制限が行われる地域(建築基準法62条)。主に商業地域及び近隣商業地域で木造建築物が密集した市街地等が指定される。この地域に建てる建物には比較的火災に強い構造(準耐火構造)である必要がある。

●上水道 (P.18)

計画給水人口が 5,001 人以上の水道。

●照葉樹林 (P.38)

常緑広葉樹を優占種とする樹林。亜熱帯から温帯に発達。日本では九州・四国・関東までの沿岸部に分布。クスノキ・シイ・ツバキなどで、葉は革質で光沢がある。常緑広葉樹林。

●推計人口 (P.27)

国勢調査等による人口を基に、その後における各月の人口の動きを他の人口関連資料から得て、毎月 1 日現在の人口を算出したもの。

●水源かん養 (機能) (P.30)

健全な森林生態系の存在により豪雨時における河川の増水量(直接流出量)を軽減させるとともに、無降雨時の低水量(基底流量)を安定的に供給する作用。

●政策人口 (P.27)

人口は一般的に自然動態(出生や死亡)と社会動態(転入や転出)によって増減するが、それらを変化させる政策(子育て支援政策や企業誘致等)を実施することによって増加すると予測される人口。

た行

●耐震化 (P.46)

強い地震でも建造物が倒壊、損壊しないように補強すること。そのような構造に造りかえること。

●ダイヤモンドトレール (P.34)

昭和 45 年(1970)に大阪府によって整備された、屯鶴峯(どんずるぼう)から槇尾山(まきおさん)までを結ぶ総延長 45km の自然歩道である。大阪府・奈良県・和歌山県にまたがっている。

●宅地造成工事規制区域 (P.12)

宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であって、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものとして、宅地造成等規制法に基づいて都道府県知事等が指定する区域。この区域内では、一定規模の宅地造成工事を行おうとする際には知事等の許可が必要であり、また工事完了後は知事等の検査を受ける必要がある。

●地域防災計画 (P.46)

災害対策基本法によって定められ、防災基本計画に基づいて各地方自治体の防災会議が作成した、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。

●地域森林計画対象民有林 (P.34)

全国森林計画に即してたてられた地域森林計画の対象となっている民有林。森林法第 5 条に定められている。

●地区計画制度 (P.42)

都市計画法に基づき、一体的に整備及び保全を図るべき地区において、道路・公園等の配置・規模や建物の敷地・形態などに関し、住民の意向を十分に反映した計画を定め、秩序ある開発行為や建築等が行われるように規制・誘導を図る制度。

●千早赤阪村北西部土地利用構想 (P.1)

国道 309 号河南赤阪バイパスの整備による波及効果の吸収を基本方針とした地域整備構想。第 3 次千早赤阪村総合計画及び第 2 次千早赤阪村都市計画マスタープランを補完する計画として位置付けられる。平成 20 年(2008)10 月策定。

●同報系防災行政無線 (P.46)

災害予防や災害対策を円滑に行うため、屋外スピーカーや戸別受信装置により、避難情報等を住民に同報するシステム。

●特別養護老人ホーム (P.47)

老人福祉法に基づく高齢者福祉の実施施設で、65 歳以上で身体や心に著しい障害があるため常時介護を必要とするにもかかわらず、居宅では適切な介護を受けることが困難であるときに入所することができる施設。

●都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (P.2)

都市計画法第 6 条の 2 に定められた、都市計画区域についての整備、開発及び保全に関する基本的な計画。都市計画区域マスタープランとも呼ばれる。

●都市計画公園(都市公園) (P.15)

地方自治体が都市計画区域内に設置し、都市計画法に定められる公園または緑地。

●都市計画法 (P.2)

都市計画の内容及びその決定手続き、開発許可制・建築制限などの都市計画制限、都市計画事業の認可・施行などについて定めた法律。昭和44年(1969)施行。

な行

●農業振興地域 (P.12)

農業振興地域の整備に関する法律に基づいて市町村が策定する農業振興地域整備計画によって指定された地域。その中でも農用区域内の農地転用については厳しく制限されており、農用地利用計画において指定された用途に供する場合以外認められない。

は行

●ハザードマップ (P.46)

災害予測図。地震や洪水などの自然災害による被害を予測して、その被害の及び範囲を地図にしたもので、避難訓練などに利用される。ハザードマップには、想定される災害に伴う、被害の範囲や程度、避難所、また避難所までの行き方などが記されている。

●バリアフリー (P.24)

住宅や公共施設を整備する際、床の段差を解消したり手すりを設置するなどして、高齢者や障がい者等が支障なく使えるように配慮することをいう。

●福祉のまちづくり(大阪府福祉のまちづくり条例) (P.32)

平成4年(1992)に大阪府によって制定された条例。府、事業者、府民の責務を明らかにするとともに、自立支援型福祉社会の実現に資することを目的として制

●府民の森ちはや園地 (P.34)

大阪府が府政100年を記念して整備した自然公園施設。大阪府内で最も標高の高い(標高1,053m)ところにある。管理運営は指定管理者である(財)大阪府みどり公社が行っている。

●保安林 (P.12)

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

ま・や・ら・わ行

●老人保健施設 (P.47)

病状は安定しているが、看護・介護・リハビリテーションなどを必要としている高齢者に、在宅復帰を念頭に置いて医療と福祉サービスを提供する施設。老人保健法の改正で設置が決まり、平成12年(2000)介護保険法施行後は同法で定める介護老人保健施設と位置付けられる。